

大雪地区広域連合 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

大雪地区広域連合
(東川町・美瑛町・東神楽町)

令和3年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 大雪地区広域連合の概要.....	1
2. 計画策定の趣旨.....	1
3. 計画の位置付け・期間.....	2
4. 現在の高齢者を支える制度.....	3
5. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント.....	4
6. 計画の策定.....	8
7. 日常生活圏域の設定.....	9
8. 介護保険の被保険者とサービス対象者.....	10
第2章 高齢者の状況.....	11
1. 高齢者の現況.....	11
2. 将来推計人口.....	18
3. アンケート調査結果の概要.....	22
第3章 介護保険事業の状況.....	37
1. 介護（予防）サービスの利用状況.....	37
2. 介護給付費の状況.....	50
3. 介護保険サービス等における施設の状況.....	52
第4章 基本目標と地域包括ケアシステムの考え方.....	57
計画の基本目標.....	57
1. 住まいと住まい方.....	58
2. 生活支援.....	58
3. 介護・医療・予防.....	58
4. 本人・家族の選択.....	59
5. 自助・互助・共助・公助からみる地域包括ケアシステム.....	59
6. 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり.....	59
7. 地域包括支援センターによる高齢者の支援体制.....	61
第5章 地域支援事業.....	62
1. 介護予防・日常生活支援総合事業.....	62
2. 包括的支援事業.....	66
3. 任意事業.....	68
4. 地域支援事業費の見込み.....	70
第6章 介護（予防）保険サービスの充実.....	71
1. 介護サービスの利用見込み.....	71
2. 介護予防サービスの利用見込み.....	78
3. 介護保険サービス等における施設の見込み.....	82
4. 介護保険費用の見込み.....	87
5. 低所得者支援.....	94

第7章 計画の推進	96
1. 住民に対する周知・啓発	96
2. 介護サービスの質の向上	96
3. 災害・感染症対策に係る体制整備	97
4. 計画の進行管理	97
5. 第7期における介護給付等の適正化の達成状況	98
6. 介護給付等の適正化への取組及び目標設定	99
資料編	103
1. 大雪地区広域連合 介護保険運営協議会委員名簿	103

第1章 計画策定にあたって

1. 大雪地区広域連合の概要

大雪地区広域連合（以下「広域連合」という）は、住民福祉の増進や事務処理コストの縮減及び効率化を目指して、平成 16（2004）年4月から介護保険事業、国民健康保険事業、老人保健事業等に関する事務処理を開始し、保険財政の安定化、保険料水準の平準化（介護保険料の統一、国民健康保険料の統一）を図るなど、適正な事業運営を実施しています。

第8期介護保険事業計画（令和3（2021）～令和5（2023）年度／以下「本計画」という）も、この目的を踏まえ、効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。

2. 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和2（2020）年に3,617万人となり、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は28.7%となっています。今後も高齢者人口は増え続け、団塊の世代（昭和22（1947）～昭和24（1949）年生まれ）全てが後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年には高齢者人口は3,677万人となり、令和24（2042）年には3,935万人とピークを迎えると予測されています。

このような中、広域連合の構成町である東川町・美瑛町・東神楽町（以下「構成各町」という。）の人口は、令和2（2020）年10月1日で28,288人となり、そのうち65歳以上の高齢者は9,283人となりました。また、高齢化率も32.8%と、およそ「3人に1人以上が65歳以上の高齢者」という状況になっています。

今後も引き続き、要介護等の認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアなどに地域全体で取り組み、地域共生社会の形成に資するよう、地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

平成30（2018）年3月に策定した「大雪地区広域連合 第7期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムを一層深化・推進させるとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等に向けて取り組んできました。

第8期計画においては、令和7（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

そこで、第7期計画の実績とその評価を踏まえ、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策を「見える化」した上で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険事業の円滑な運営と計画的な推進を実現するために本計画を策定します。

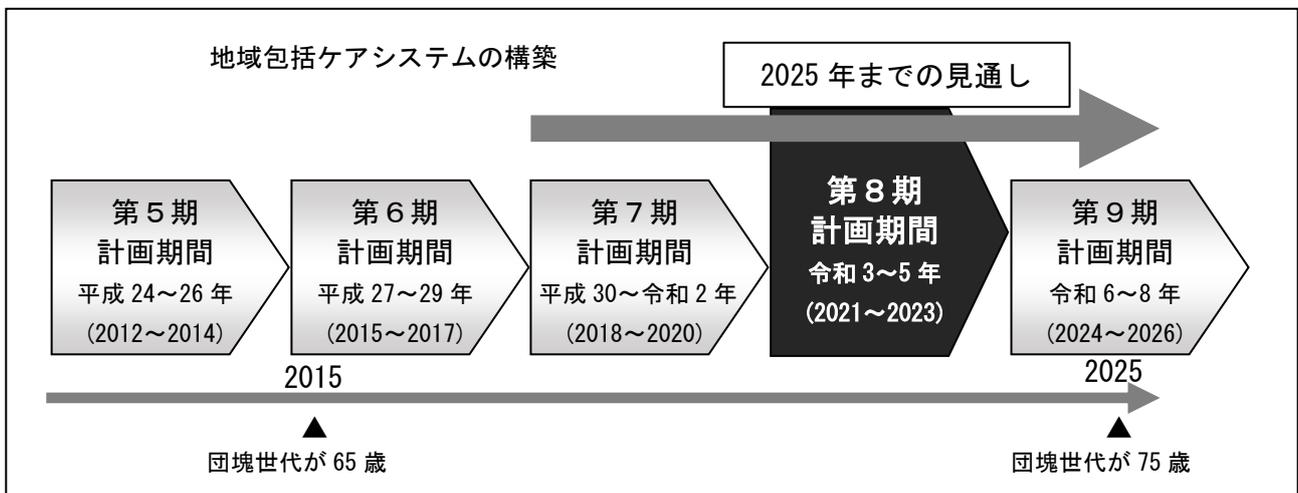
3. 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

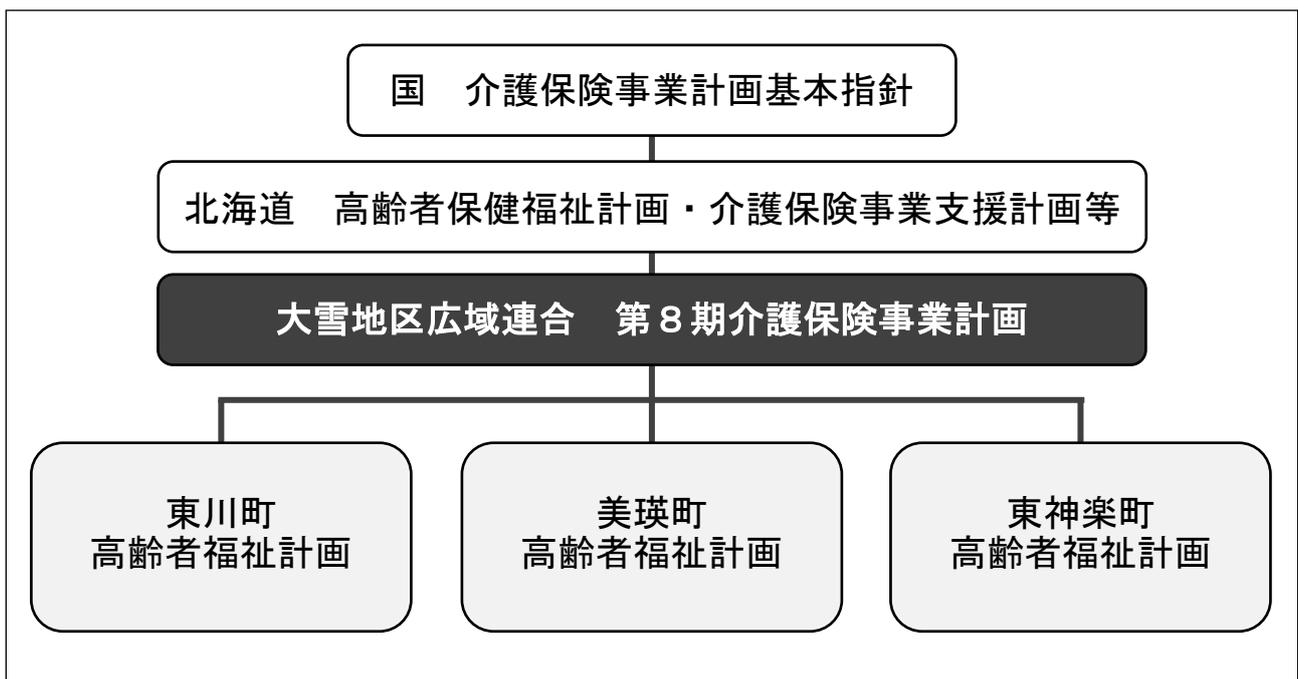
本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、介護保険サービスの基盤整備、サービス量の見込みや確保、地域支援事業の円滑な実施を図ることを目的とするものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法に基づき、令和 3 (2021) 年度を初年度とする令和 5 (2023) 年度までの 3 年間を計画の期間とし策定するものです。



(3) 他計画との関係



4. 現在の高齢者を支える制度

我が国では、様々な法律や制度により高齢者を支える環境がつくられています。

－ 介護 －

◆介護保険法

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律。

利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる様々なサービスを総合的に利用できるしくみ。

－ 福祉 －

◆老人福祉法

老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。

－ 医療 －

◆高齢者の医療の確保に関する法律

平成 18（2006）年の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、老人保健法を改称し、高齢期における適切な医療の確保について定めた法律。

－ 年金 －

◆厚生年金保険法

◆国民年金法

昭和 61（1986）年 4 月から実施された制度改正により、国民年金制度は、全ての国民に共通する基礎年金を支給する制度に位置付けられた。

－ 住まい －

◆高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

国や都道府県により、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現しようとするもの。平成 23（2011）年 4 月に一部改正され、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等を一本化し高齢者の生活を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設。

－ 雇用 －

◆高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）

継続雇用制度等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者等の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者等の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。

この他には、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」による高齢者虐待の防止、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」による介護ベッドや車いす、移動用リフトなどの福祉用具に関すること、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進に関することなどがあります。

5. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

第8期における法改正の目的は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものです。

(1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

① 社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する

(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

① 認知症施策の総合的な推進

- 認知症施策について、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議とりまとめ）等を踏まえ、以下の規定を整備する。
 - ・国・地方公共団体の努力義務として、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加。
 - ・介護保険事業計画の記載事項として、他分野との連携など、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加。

② 地域支援事業におけるデータ活用

- 市町村の努力義務として、地域支援事業を実施するにあたっては、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うものとする。

③ 介護サービス提供体制の整備

<介護保険事業（支援）計画の作成>

- 今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、計画的に進める必要があることから、以下の規定を整備する。
 - ・介護保険事業計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案すること。
 - ・介護保険事業（支援）計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加。

<有料老人ホームに係る都道府県と市町村との間の情報連携の強化>

- 適切な介護基盤整備を進めるため、有料老人ホームの情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化の規定を整備する。

(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

① 介護分野のデータ活用環境整備

- 介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、現行収集している要介護認定情報・介護レセプト等情報に加え、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報（V I S I T情報）や高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（C H A S E情報）、地域支援事業の利用者に関する情報（基本チェックリスト情報等）の提供を求められることができると規定する。

② 医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

- 現行のNDB等の医療・介護データの名寄せ・連結精度の向上に向けて、社会保険診療報酬支払基金等が、医療保険のオンライン資格確認のために管理する被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 正確な連結の基盤となるオンライン資格確認を普及させる観点から、社会保険診療報酬支払基金の業務に、当分の間、医療機関等の申込みに応じ、オンライン資格確認に必要な物品（オンライン資格確認システムに対応した顔認証付きカードリーダー）を調達・提供する業務を追加する。

(4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

① 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減

- 地域の実情に応じて、都道府県と市町村の連携した取組が更に進むよう、介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加する。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定を整備する。

② 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長

- 介護福祉士養成施設の卒業者は、従前、国家試験を受験せずに介護福祉士資格を取得してきたが、平成28年の法改正により、平成29年4月から経過措置付きで、国家試験が義務付けられている。
- この経過措置は、現行5年間（令和3年度卒業者まで）であるが、介護分野における目下の深刻な人材不足状況などを考慮し、さらに5年間（令和8年度卒業者まで）延長する。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設

① 社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

【社員の範囲】

- ・社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・災害対応に係る連携体制の整備
- ・社会福祉事業の経営に関する支援
- ・社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
- ・設備、物資の共同購入

※人材確保の業務の一環として、連携法人の社員（社会福祉事業を経営する者）が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

(6) その他の制度改正

① 要介護認定制度

【要介護認定】

- ・更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を 36 か月から 48 か月に延長

【調査の実施者】

- ・市町村から委託を受けた事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とする。

【認定調査員】

- ・市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者*が追加
- ※特定条件に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者

※認定調査に従事した経験が1年以上である者

6. 計画の策定

(1) 住民アンケートの実施

本計画の策定にあたっては、住民を対象とした2種類のアンケートと事業所を対象とした2種類のアンケートを実施し、貴重なご回答をいただきました。いただいたアンケートの回答について、地域の課題を把握し介護予防対策等に反映していくことで、要介護状態の改善や要介護となることへの予防を図っていきます。

- 健康とくらしの調査

対象：65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者：6,674人

- 在宅介護実態調査

対象：65歳以上の要介護認定者：98名

- 居所変更実態調査

対象：施設・居住系サービス（サ高住・住宅型有料含む）：25事業所

- 在宅生活改善調査

対象：居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護：17事業所

(2) 運営協議会（計画策定委員会）の開催

本計画の策定にあたっては、構成各町からそれぞれ6名の住民の代表による合計18名の委員による「大雪地区広域連合介護保険運営協議会（計画策定委員会）」において協議を行いました。協議会は、広域連合の保険運営の実態把握と介護等サービス利用量推計について検討及び本計画の策定についての検討・協議を行いました。

(3) 住民への周知

介護保険制度の住民周知については、広域連合による介護保険事業の運営等について構成各町の広報誌への掲載等により実施してきているところであり、引き続き取り組んでいきます。

7. 日常生活圏域の設定

介護保険法第117条第2項第1号の規定により、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を設定することとなっていますが、広域連合の構成各町では生活環境や歴史的な地域の結びつきが異なるため、東川町・東神楽町に各1圏域、美瑛町に4圏域の計6圏域を設定しています。

No.	日常生活圏域名	面積(km ²)	人口	高齢者人口	高齢化率	要介護・要支援
1	東川町	247.30	8,295 人	2,724 人	32.8%	要介護 408 人 要支援 122 人
2	東神楽町	68.50	10,172 人	2,785 人	27.4%	要介護 379 人 要支援 137 人
3	美瑛町	676.78	9,821 人	3,774 人	38.4%	要介護 561 人 要支援 314 人
	3-1 旭・北西地区	51.69	758 人	321 人	42.3%	要介護 49 人 要支援 29 人
	3-2 美馬牛地区	58.18	740 人	281 人	38.0%	要介護 38 人 要支援 26 人
	3-3 朗根内地区	30.11	250 人	87 人	34.8%	要介護 11 人 要支援 14 人
	3-4 市街地・周辺地区	536.80	8,073 人	3,085 人	38.2%	要介護 463 人 要支援 245 人
計		992.58	28,288 人	9,283 人	32.8%	要介護 1,348 人 要支援 573 人

令和2年10月1日現在

8. 介護保険の被保険者とサービス対象者

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
該当者	65歳以上の住民	40歳から64歳の医療保険に加入している住民
保険料	所得段階（13段階）に応じた定額による	加入している医療保険の算定方法による
サービス対象者	寝たきりや認知症などで日常生活動作について常に介護が必要な人 家事や身支度等の日常生活に支援が必要な人等	初老期の認知症、脳血管疾患等の16疾病（※特定疾病）に伴い介護や支援が必要になった人

※特定疾病

1	がん（がん末期）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗しょう症
6	初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症（ウェルナー症候群等）
11	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症）
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

第2章 高齢者の状況

1. 高齢者の現況

(1) 人口構成

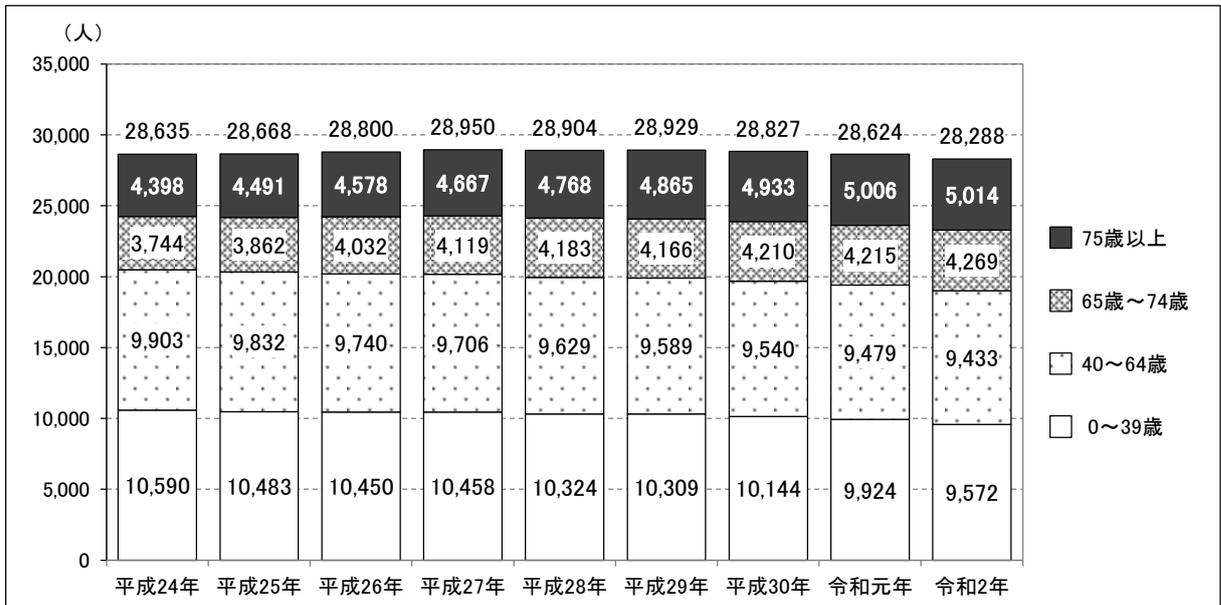
令和2(2020)年10月1日現在における広域連合の構成各町の総人口は28,288人で、平成24(2012)年の28,635人より347人減少、また、65歳以上の高齢者人口は、平成24(2012)年の8,142人から令和2(2020)年には9,283人と1,141人増加し、総人口に占める割合(高齢化率)も28.4%から32.8%へと上昇しています。

単位:人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	28,635	28,668	28,800	28,950	28,904	28,929	28,827	28,624	28,288
東川町	7,952	7,944	7,946	8,115	8,130	8,312	8,406	8,373	8,295
美瑛町	10,832	10,726	10,654	10,492	10,375	10,233	10,092	9,960	9,821
東神楽町	9,851	9,998	10,200	10,343	10,399	10,384	10,329	10,291	10,172
0～39歳	10,590	10,483	10,450	10,458	10,324	10,309	10,144	9,924	9,572
東川町	2,978	2,930	2,847	2,955	2,919	3,035	3,079	3,050	2,913
美瑛町	3,514	3,441	3,383	3,260	3,198	3,145	3,043	2,944	2,855
東神楽町	4,098	4,112	4,220	4,243	4,207	4,129	4,022	3,930	3,804
40～64歳	9,903	9,832	9,740	9,706	9,629	9,589	9,540	9,479	9,433
東川町	2,689	2,656	2,630	2,604	2,600	2,621	2,623	2,633	2,658
美瑛町	3,681	3,590	3,520	3,466	3,386	3,331	3,280	3,237	3,192
東神楽町	3,533	3,586	3,590	3,636	3,643	3,637	3,637	3,609	3,583
高齢者人口	8,142	8,353	8,610	8,786	8,951	9,031	9,143	9,221	9,283
東川町	2,285	2,358	2,469	2,556	2,611	2,656	2,704	2,690	2,724
美瑛町	3,637	3,695	3,751	3,766	3,791	3,757	3,769	3,779	3,774
東神楽町	2,220	2,300	2,390	2,464	2,549	2,618	2,670	2,752	2,785
65歳～74歳	3,744	3,862	4,032	4,119	4,183	4,166	4,210	4,215	4,269
東川町	1,078	1,123	1,203	1,264	1,289	1,284	1,289	1,275	1,271
美瑛町	1,600	1,612	1,637	1,631	1,639	1,603	1,620	1,602	1,628
東神楽町	1,066	1,127	1,192	1,224	1,255	1,279	1,301	1,338	1,370
75歳以上	4,398	4,491	4,578	4,667	4,768	4,865	4,933	5,006	5,014
東川町	1,207	1,235	1,266	1,292	1,322	1,372	1,415	1,415	1,453
美瑛町	2,037	2,083	2,114	2,135	2,152	2,154	2,149	2,177	2,146
東神楽町	1,154	1,173	1,198	1,240	1,294	1,339	1,369	1,414	1,415
高齢化率	28.4%	29.1%	29.9%	30.3%	31.0%	31.2%	31.7%	32.2%	32.8%
東川町	28.7%	29.7%	31.1%	31.5%	32.1%	32.0%	32.2%	32.1%	32.8%
美瑛町	33.6%	34.4%	35.2%	35.9%	36.5%	36.7%	37.3%	37.9%	38.4%
東神楽町	22.5%	23.0%	23.4%	23.8%	24.5%	25.2%	25.8%	26.7%	27.4%
前期高齢者比率	13.1%	13.5%	14.0%	14.2%	14.5%	14.4%	14.6%	14.7%	15.1%
後期高齢者比率	15.4%	15.7%	15.9%	16.1%	16.5%	16.8%	17.1%	17.5%	17.7%

資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

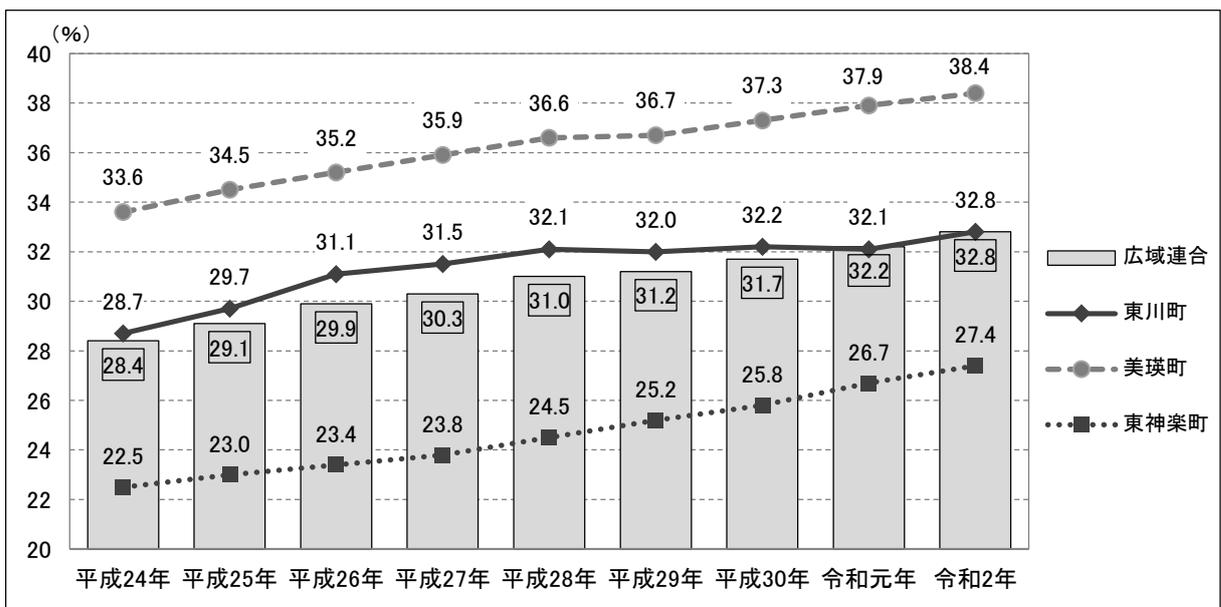
【人口の推移（広域連合）】



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

各町の高齢化率をみると、令和2（2020）年では、広域連合全体で32.8%となっています。また、構成各町の令和2（2020）年では、東神楽町が27.4%と一番低く、美瑛町が38.4%と一番高くなっており、東川町は32.8%となっていますが、いずれも高齢化率は上昇傾向にあります。

【高齢化率の推移】



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

(2) 高齢者のいる世帯

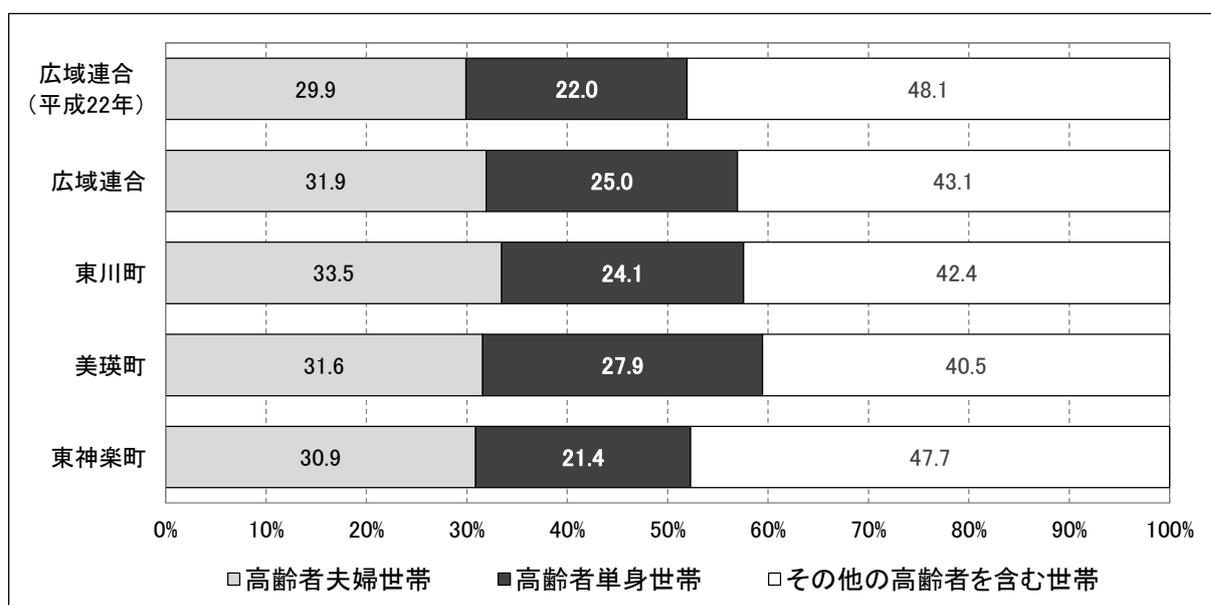
広域連合内では、65歳以上の夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯、高齢者同居世帯が増加しています。平成27年度では、高齢者を含む世帯に占める高齢者単身世帯の割合で、美瑛町が27.9%と一番高くなっており、高齢者夫婦世帯の割合では、東川町が33.5%と一番高くなっています。高齢化率が令和7年度で33.7%と推計される中、このような世帯の割合が更に増加することが推測されます。

単位:世帯

区分	平成22年度		平成27年度	
	世帯数	構成比率(%)	世帯数	構成比率(%)
一般世帯	10,536	100.0	11,050	100.0
東川町	2,965	100.0	3,132	100.0
美瑛町	4,289	100.0	4,274	100.0
東神楽町	3,282	100.0	3,644	100.0
高齢者同居世帯	4,885	46.4	5,318	48.1
東川町	1,316	44.4	1,506	48.1
美瑛町	2,330	54.3	2,341	54.8
東神楽町	1,239	37.8	1,471	40.4
高齢者夫婦世帯	1,461	13.7	1,697	14.6
東川町	387	12.9	504	16.1
美瑛町	667	15.4	739	17.3
東神楽町	407	12.3	454	12.5
高齢者単身世帯	1,076	10.2	1,331	12.0
東川町	295	9.9	363	11.6
美瑛町	531	12.4	653	15.3
東神楽町	250	7.6	315	8.6

資料:国勢調査

【高齢者を含む世帯の構成割合】



資料:平成27年国勢調査

(3) 要介護（要支援）認定者の現況

要介護度別の認定者数は年々増加しています。高齢者人口が増えてきており、第1号認定者の数についても増加傾向にあります。出現率は20%程度の横ばいで推移しています。

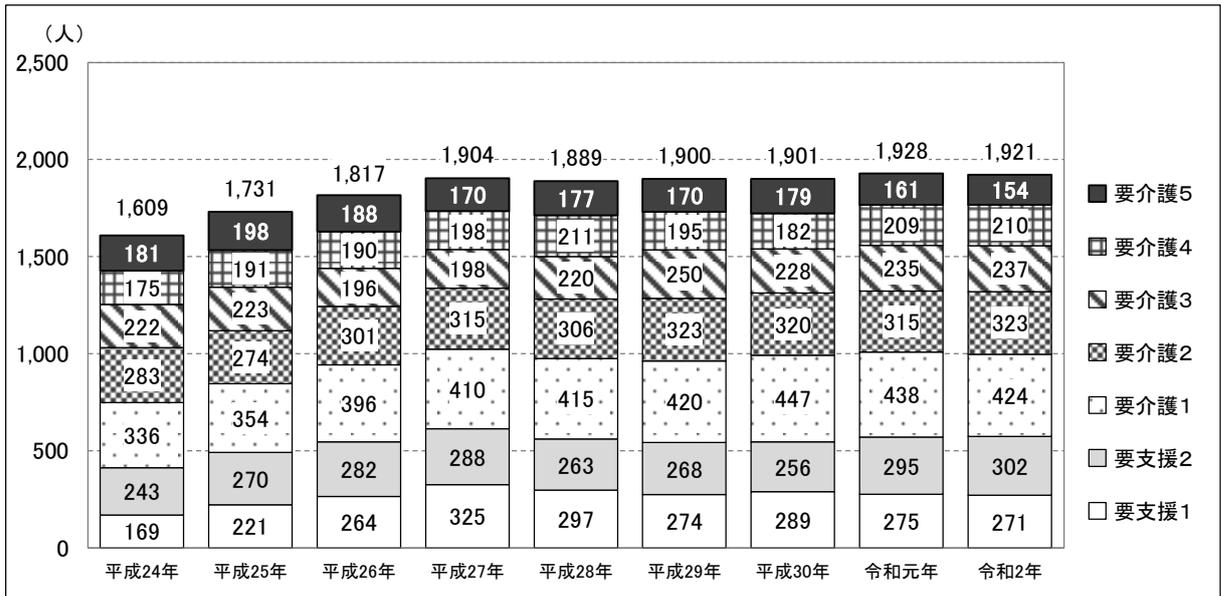
単位:人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者	8,142	8,353	8,610	8,786	8,951	9,031	9,094	9,171	9,232
東川町	2,285	2,358	2,469	2,556	2,611	2,656	2,665	2,660	2,688
美瑛町	3,637	3,695	3,751	3,766	3,792	3,757	3,801	3,799	3,800
東神楽町	2,220	2,300	2,390	2,464	2,549	2,618	2,628	2,712	2,744
第1号認定者	1,568	1,686	1,776	1,866	1,853	1,867	1,865	1,899	1,890
東川町	427	466	473	487	457	472	491	496	522
美瑛町	702	762	817	866	868	874	866	880	861
東神楽町	439	458	486	513	528	521	508	523	507
第2号認定者	41	45	41	38	36	33	36	29	31
東川町	11	12	13	12	8	11	12	8	8
美瑛町	24	24	20	19	21	15	16	14	14
東神楽町	6	9	8	7	7	7	8	7	9
要支援1	169	221	264	325	297	274	289	275	271
東川町	39	51	54	58	47	51	59	44	52
美瑛町	88	120	136	179	177	154	153	156	155
東神楽町	42	50	74	88	73	69	77	75	64
要支援2	243	270	282	288	263	268	256	295	302
東川町	57	60	61	63	61	60	54	67	70
美瑛町	118	119	140	149	117	127	138	165	159
東神楽町	68	91	81	76	85	81	64	63	73
要介護1	336	354	396	410	415	420	447	438	424
東川町	90	104	112	111	96	102	118	111	117
美瑛町	150	162	175	178	191	189	203	201	192
東神楽町	96	88	109	121	128	129	126	126	115
要介護2	283	274	301	315	306	323	320	315	323
東川町	71	73	81	94	92	100	97	94	94
美瑛町	125	126	139	132	131	134	138	129	143
東神楽町	87	75	81	89	83	89	85	92	86
要介護3	222	223	196	198	220	250	228	235	237
東川町	58	55	50	51	55	68	64	70	78
美瑛町	103	95	83	93	106	123	104	100	93
東神楽町	61	73	63	54	59	59	60	65	66
要介護4	175	191	190	198	211	195	182	209	210
東川町	52	61	62	61	59	49	57	70	67
美瑛町	80	88	86	87	91	97	80	85	83
東神楽町	43	42	42	50	61	49	45	54	60
要介護5	181	198	188	170	177	170	179	161	154
東川町	71	74	66	61	56	53	54	48	52
美瑛町	62	76	78	67	76	65	66	58	50
東神楽町	48	48	44	42	45	52	59	55	52
合計	1,609	1,731	1,817	1,904	1,889	1,900	1,901	1,928	1,921
東川町	438	478	486	499	466	483	503	504	530
美瑛町	726	786	837	885	889	889	882	894	875
東神楽町	445	467	494	520	534	528	516	530	516
出現率	19.3%	20.2%	20.6%	21.2%	20.7%	20.7%	20.5%	20.7%	20.5%
東川町	18.7%	19.8%	19.2%	19.1%	17.5%	17.8%	18.4%	18.6%	19.4%
美瑛町	19.3%	20.6%	21.8%	23.0%	22.9%	23.3%	22.8%	23.2%	22.7%
東神楽町	19.8%	19.9%	20.3%	20.8%	20.7%	19.9%	19.3%	19.3%	18.5%

資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

※出現率=第1号認定者数÷高齢者人口(第1号被保険者)

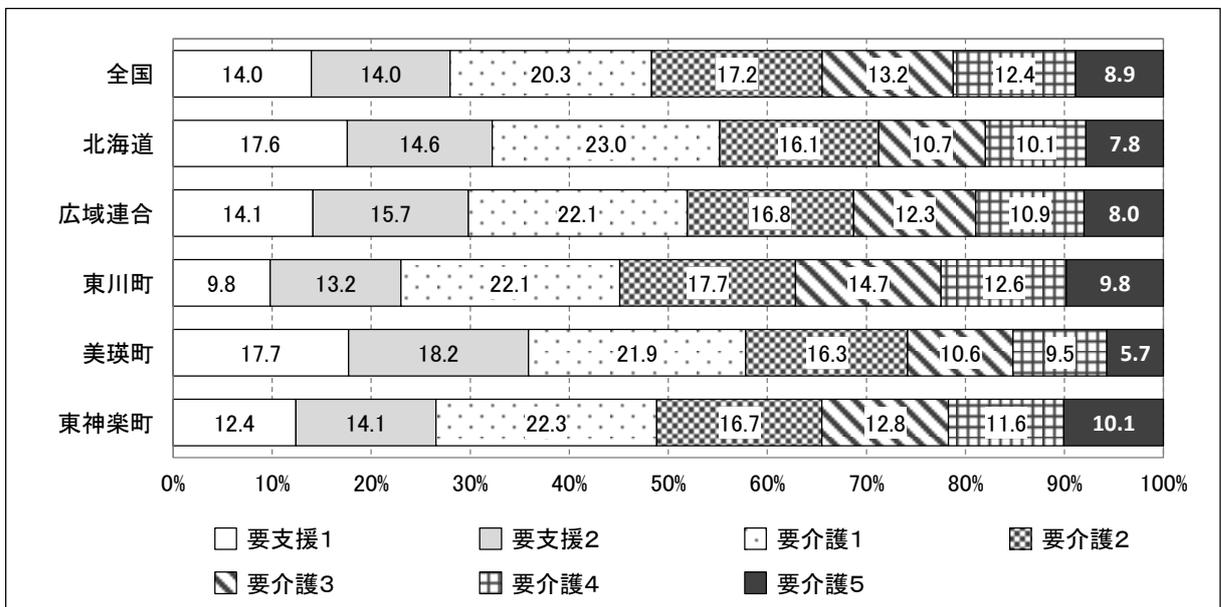
【認定者数の推移（広域連合）】



資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

認定者の割合をみると、東川町では、要介護1～5の割合が全国、道、他町と比べて高くなっています。美瑛町では、他町と比べて要支援1、2の割合が高くなっています。東神楽町では要介護5の割合が全国、道、他町と比べて高くなっています。

【認定者割合の比較（令和2年）】

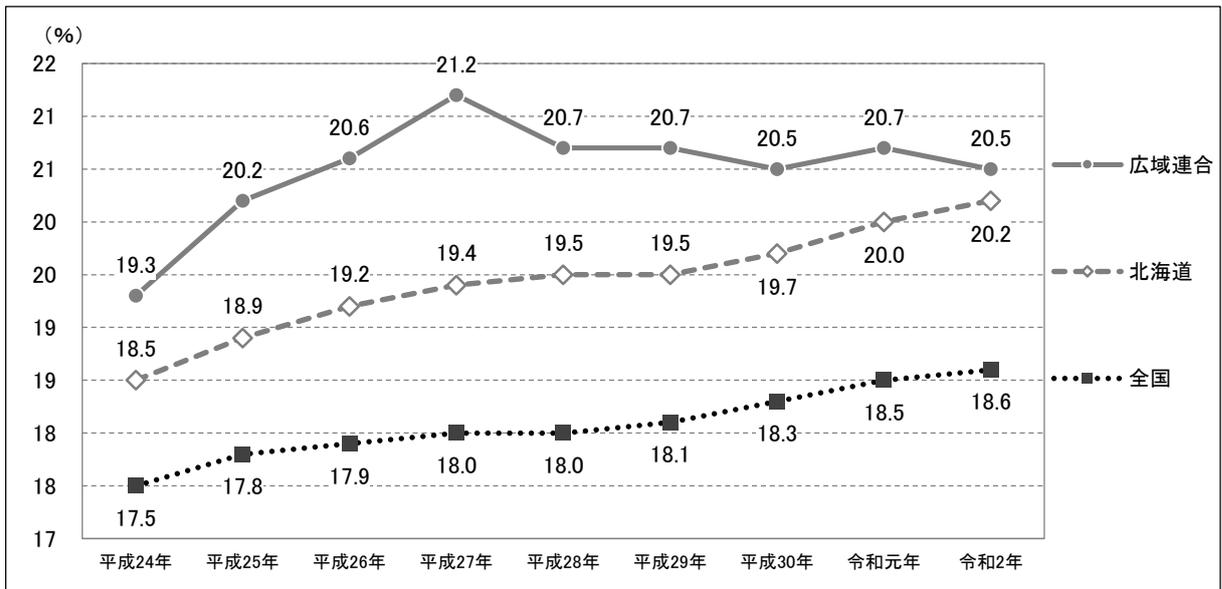


資料:介護保険事業状況報告 令和2年9月分

要支援・要介護認定者の出現率をみると、広域連合では、全国や道と比較して高い傾向で推移しており、平成25（2013）年以降は20%を超えています。

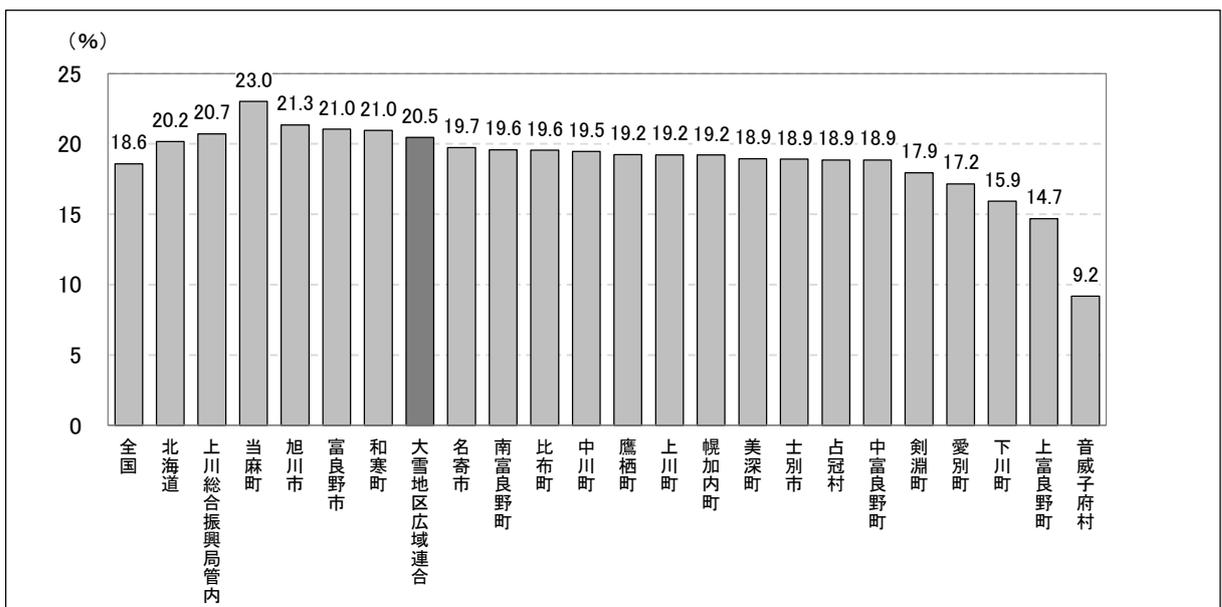
また、上川総合振興局管内で比較すると、5番目に高くなっており、全国、北海道での出現率を上回っています。

【出現率の推移の比較】



資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

【出現率の比較（令和2年 上川総合振興局内）】



資料:介護保険事業状況報告 令和2年9月分

(4) 認知症高齢者の現状

令和元（2019）年度末における要介護認定者を、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の判定ランク別人数で見ると、ランクⅡ以上は広域連合内で1,154人となっており、平成28（2016）年度末に比べ10人増加しています。また、ランクⅡ以上の認知症高齢者では、美瑛町と東神楽町では減少しているのに対し、東川町では29人の増加となっています。

単位：人

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	東川町		美瑛町		東神楽町	
			40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上	40～64歳	65歳以上
自立			6 (2)	73 (72)	8 (10)	150 (136)	2 (3)	86 (94)
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		0 (4)	98 (90)	1 (2)	199 (201)	1 (1)	137 (140)
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。							
	Ⅱa 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	0 (0)	32 (38)	1 (0)	79 (86)	2 (0)	40 (41)
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	0 (1)	139 (113)	1 (1)	240 (226)	0 (0)	115 (111)
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。							
	Ⅲa 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	0 (1)	128 (106)	0 (0)	141 (128)	0 (2)	81 (88)
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ	0 (0)	8 (10)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	16 (17)
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	0 (1)	35 (46)	0 (1)	38 (55)	1 (0)	25 (33)
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	0 (0)	3 (3)	1 (0)	3 (10)	0 (0)	8 (8)
認知症自立度ランクⅡ以上（認知機能低下状態）			0 (3)	345 (316)	3 (2)	518 (523)	3 (2)	285 (298)

令和2年3月31日現在
()内は平成29年3月31日現在

2. 将来推計人口

(1) 人口推計

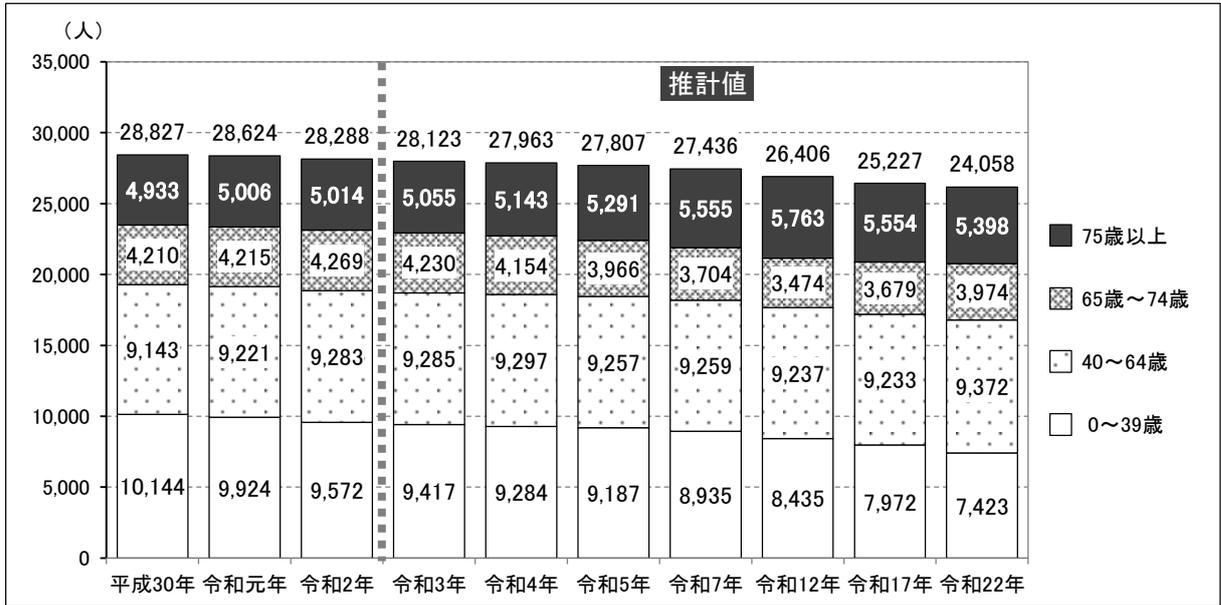
人口推計については、構成各町における住民基本台帳による人口（平成28～令和2年（各年10月1日現在））を基準とし、コーホート変化率法による1歳階級での将来人口を推計しました。本計画期間（令和3～令和5年）及び令和7年までの総人口は減少傾向となり、計画期間最終年度の令和5年には27,807人、令和7年には27,436人まで減少することが見込まれます。また、65歳以上の高齢者人口では令和4年がピークになることが予想され、令和5年以降は横ばい傾向で推移することが見込まれます。

一方、高齢化率は令和5年には33.3%、令和7年には33.7%と増加することが見込まれ、総人口の減少による高齢化が進行すると予測しています。

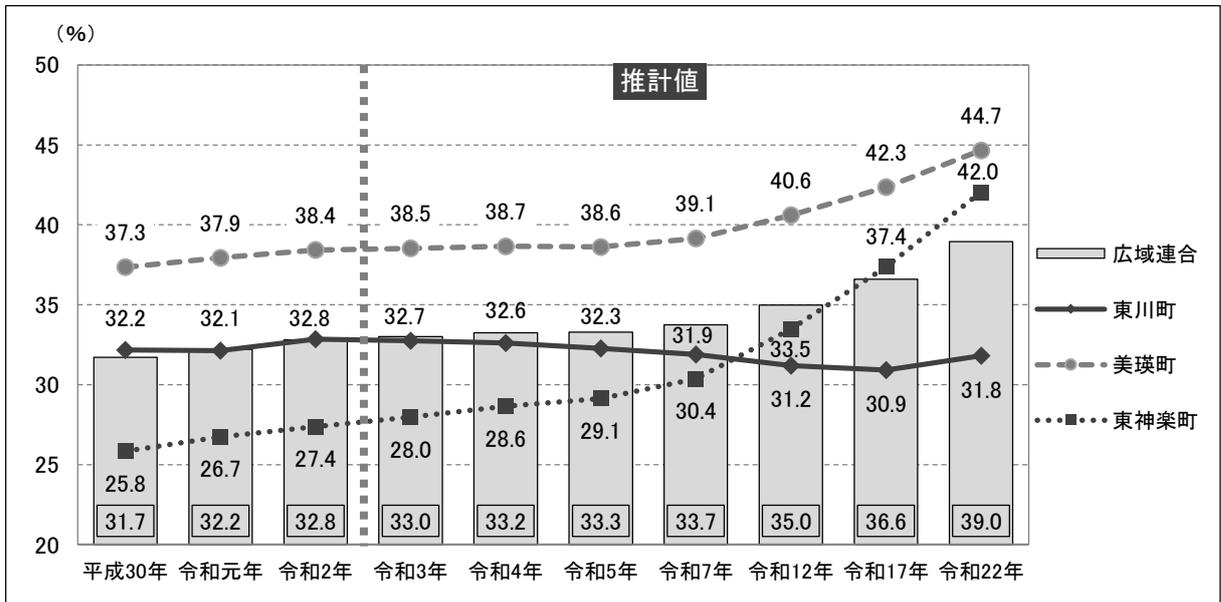
単位：人

区 分	第8期計画値			中長期推計値	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総 人 口	28,123	27,963	27,807	27,436	24,058
東 川 町	8,340	8,388	8,440	8,530	9,015
美 瑛 町	9,678	9,528	9,390	9,097	6,901
東 神 楽 町	10,105	10,047	9,977	9,809	8,142
0 ～ 3 9 歳	9,417	9,284	9,187	8,935	7,423
東 川 町	2,931	2,964	3,004	3,066	3,351
美 瑛 町	2,783	2,719	2,660	2,536	1,7747
東 神 楽 町	3,703	3,601	3,523	3,333	2,298
4 0 ～ 6 4 歳	9,421	9,382	9,363	9,421	7,263
東 川 町	2,678	2,688	2,712	2,744	2,797
美 瑛 町	3,167	3,126	3,104	3,000	2,045
東 神 楽 町	3,576	3,568	3,547	3,498	2,421
高 齢 者 人 口	9,285	9,297	9,257	9,259	9,372
東 川 町	2,731	2,736	2,724	2,720	2,867
美 瑛 町	3,728	3,683	3,626	3,561	3,082
東 神 楽 町	2,826	2,878	2,907	2,978	3,423
6 5 ～ 7 4 歳	4,230	4,154	3,966	3,704	3,974
東 川 町	1,232	1,199	1,144	1,002	1,252
美 瑛 町	1,607	1,553	1,455	1,360	1,255
東 神 楽 町	1,391	1,402	1,367	1,342	1,467
7 5 歳 以 上	5,055	5,143	5,291	5,555	5,398
東 川 町	1,499	1,537	1,580	1,718	1,615
美 瑛 町	2,121	2,130	2,171	2,201	1,827
東 神 楽 町	1,435	1,476	1,540	1,636	1,956
高 齢 化 率	33.0%	33.2%	33.3%	33.7%	39.0%
東 川 町	32.7%	32.6%	32.3%	31.9%	31.8%
美 瑛 町	38.5%	38.7%	38.6%	39.1%	44.7%
東 神 楽 町	28.0%	28.6%	29.1%	30.4%	42.0%
前 期 高 齢 者 比 率	15.0%	14.9%	14.3%	13.5%	16.4%
後 期 高 齢 者 比 率	18.0%	18.4%	19.0%	20.2%	22.5%

【将来人口の推移】



【高齢化率の推移と比較】



(2) 要介護（要支援）認定者の推計

地域包括ケア「見える化」システム^{注1}における認定者の推計は、令和5（2023）年には1,980人となり、令和7（2025）年には1,991人と、5年間で18人の増加が見込まれます。また、出現率は令和5（2023）年には21.2%、令和7（2025）年には21.3%になると推計されます。

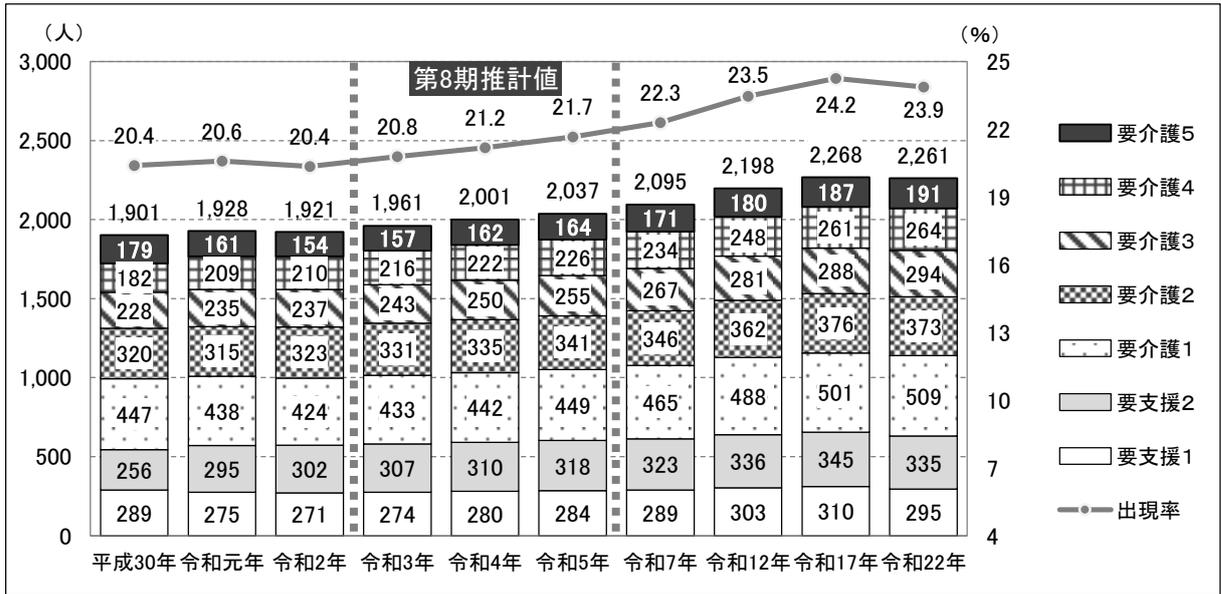
注1 地域包括ケア「見える化」システム…地方自治体の介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を支援するために、厚生労働省が構築したシステム。

単位：人

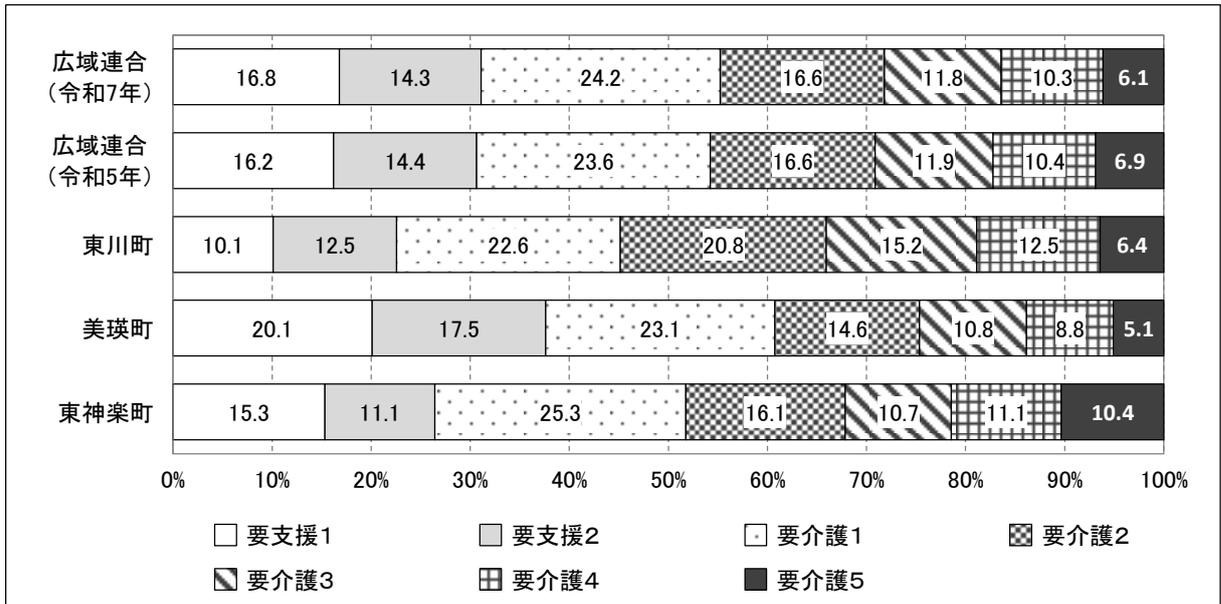
区分	第8期計画値			中長期推計値	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
高齢者人口	9,285	9,297	9,257	9,259	9,372
東川町	2,731	2,736	2,724	2,720	2,867
美瑛町	3,728	3,683	3,626	3,561	3,082
東神楽町	2,826	2,878	2,907	2,978	3,423
第1号認定者	1,946	1,956	1,958	1,974	2,238
東川町	507	508	507	509	588
美瑛町	907	916	918	931	1,040
東神楽町	532	532	533	534	610
第2号認定者	27	24	22	17	31
東川町	8	7	7	5	5
美瑛町	11	9	7	4	4
東神楽町	8	8	8	8	14
要支援1	309	316	321	334	295
東川町	52	52	52	52	46
美瑛町	177	182	186	196	173
東神楽町	80	82	83	86	76
要支援2	288	288	286	285	335
東川町	65	65	64	64	75
美瑛町	157	160	162	167	197
東神楽町	66	63	60	54	63
要介護1	456	463	467	481	509
東川町	115	116	116	118	125
美瑛町	208	212	214	221	234
東神楽町	133	135	137	142	150
要介護2	328	328	329	330	373
東川町	103	105	107	111	125
美瑛町	137	136	135	133	151
東神楽町	88	87	87	86	97
要介護3	235	236	236	234	294
東川町	74	76	78	81	102
美瑛町	101	101	100	98	123
東神楽町	60	59	58	55	69
要介護4	206	206	205	205	264
東川町	64	64	64	64	82
美瑛町	84	83	81	79	102
東神楽町	58	59	60	62	80
要介護5	151	143	136	122	191
東川町	42	37	33	24	38
美瑛町	54	51	47	41	64
東神楽町	55	55	56	57	89
合計	1,973	1,980	1,980	1,991	2,261
東川町	515	515	514	514	593
美瑛町	918	925	925	935	1,044
東神楽町	540	540	541	542	624
出現率	21.0%	21.0%	21.2%	21.3%	23.9%
東川町	18.6%	18.6%	18.6%	18.7%	20.5%
美瑛町	24.3%	24.9%	25.3%	26.1%	33.7%
東神楽町	18.8%	18.5%	18.3%	17.9%	17.8%

※出現率＝第1号認定者数÷高齢者人口

【認定者推計数の推移】



【認定者推計数の割合の比較（令和5年）】



3. アンケート調査結果の概要

(1) 健康とくらしの調査

① 目的

地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを主眼としていますが、本調査はこれらの5つの領域のうち、特に予防にフォーカスして実施しています。

② 調査方法

令和元（2019）年11月26日～12月16日までの期間中に、65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者で広域連合全体7,197人（東川町2,147人、美瑛町2,887人、東神楽町2,163人）に郵送法により実施。

③ 回収結果（回収率）

広 域 連 合	4,663 票	64.8%
東 川 町	1,406 票	65.5%
美 瑛 町	1,339 票	46.4%
東 神 楽 町	1,840 票	85.1%
不 明	78 票	—

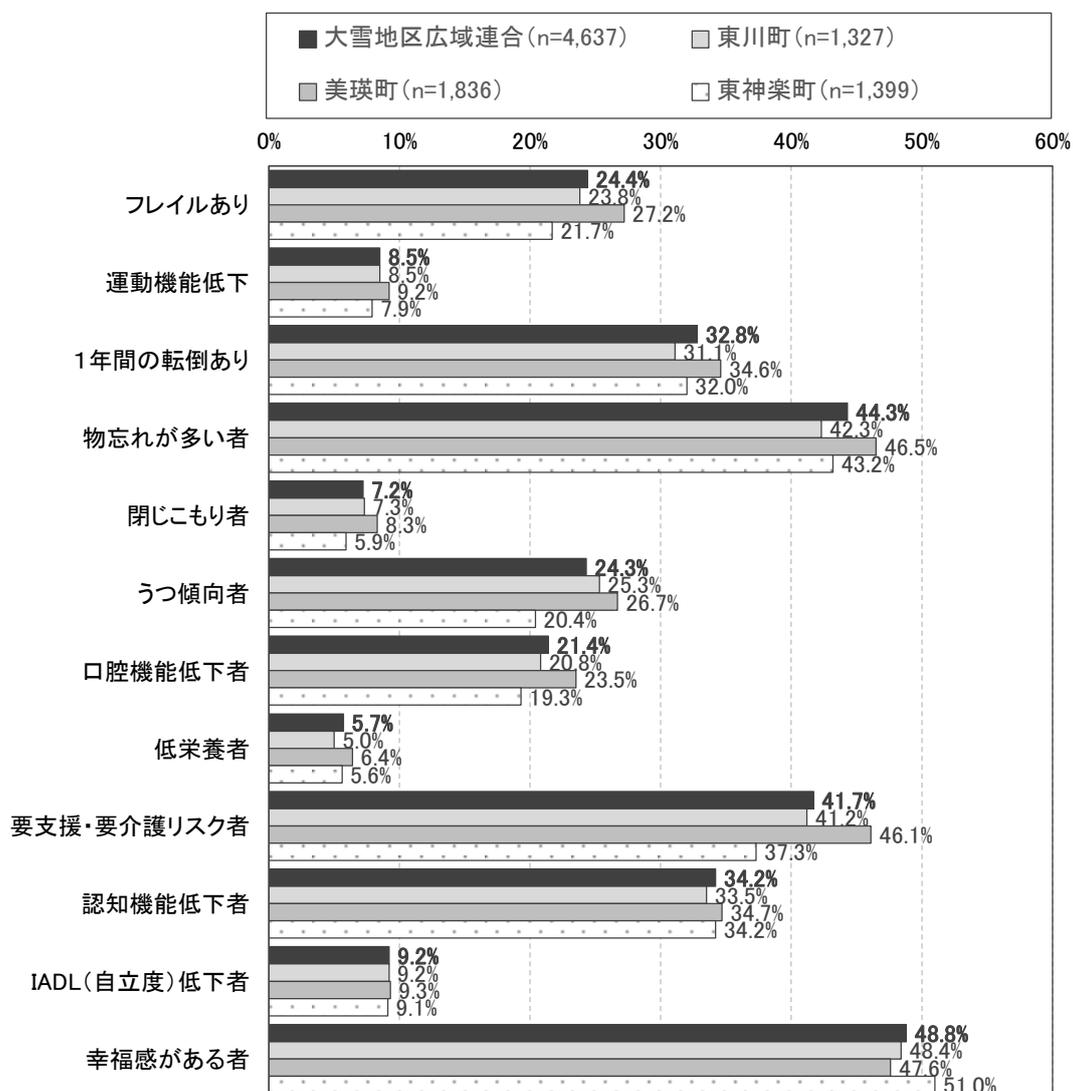
④ 調査結果の概要

ア 要介護リスク

要介護リスクについては、広域連合全体平均では、「物忘れが多い者」が一番高く、次いで、「要支援・要介護リスク者」、「認知機能低下者」、「1年間の転倒あり」と続いています。

広域連合全体平均より割合が高い自治体をみると、東川町で「うつ傾向者」が広域連合全体平均より高く、美瑛町ではほぼすべての項目において広域連合全体平均以上となっています。

一方で、東神楽町ではほぼすべての項目において広域連合全体平均以下となっており、「幸福感がある者」についても広域連合全体平均や東川町、美瑛町よりやや高くなっています。



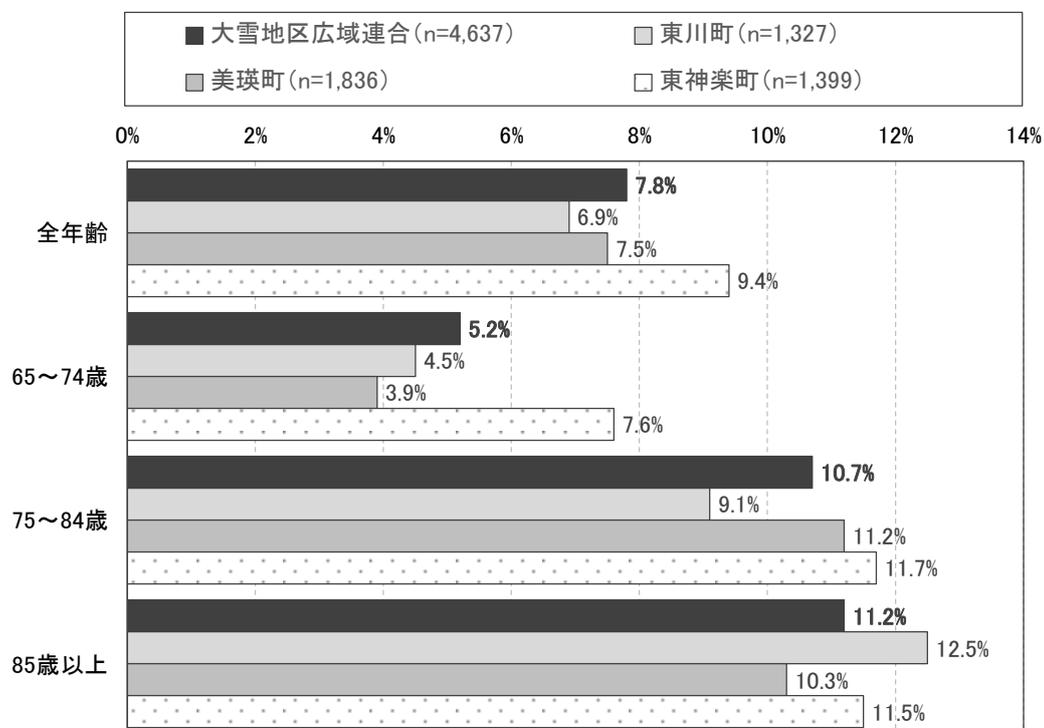
イ 通いの場への参加

社会参画の一環として、通い場への参加をしている割合をみると、「65～74 歳」ではやや低いです、「75～84 歳」、「85 歳以上」となるとおよそ1割程度が参加をしていることがわかります。

東神楽町では、広域連合全体と比較してみると、どの年齢層においても、参加割合が高くなっています。

東川町では、「65～74 歳」、「75～84 歳」ではやや低いです、「85 歳以上」では最も高くなっています。

美瑛町では、「75～84 歳」では広域連合全体平均より高いですが、「85 歳以上」では「75～84 歳」よりも参加割合が低くなっています。



(2) 在宅介護実態調査

① 目的

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握を行うため、広域連合では、要介護（支援）認定の調査を受けられる方を対象として、「在宅介護実態調査」を実施しました。

② 調査方法

令和2（2020）年5月7日～6月30日までの期間中に要介護（支援）認定調査を実施する際に、介護認定調査員による聞き取り調査。

③ 調査対象

令和2（2020）年5月7日～6月30日までの期間中に在宅生活者で要介護（支援）認定調査を受けられる方で、更新申請・区分変更申請の方が対象（新規申請の方、医療機関に入院されている方、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等施設入所されている方は対象外）。

④ 回答者

構成各町合計 76 人（構成各町別内訳）

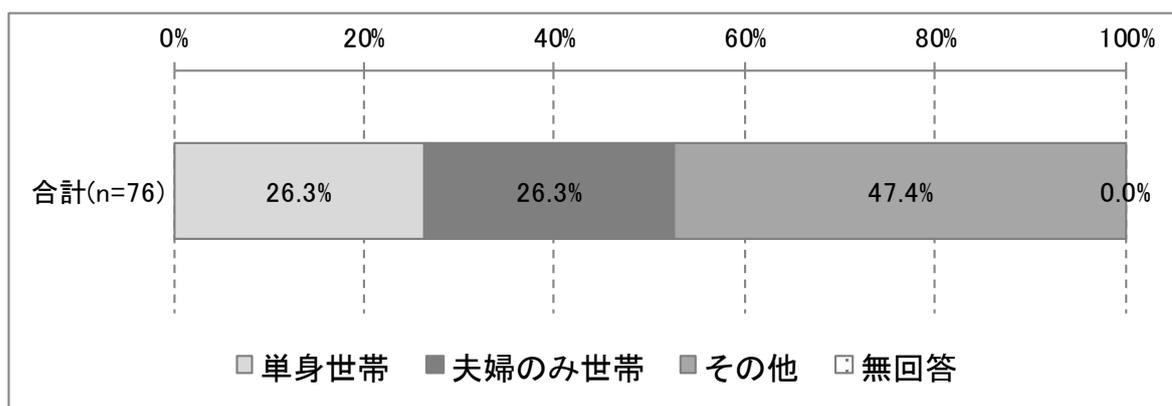
東川町	要支援1	3人	美瑛町	要支援1	7人	東神楽町	要支援1	2人
	要支援2	1人		要支援2	16人		要支援2	3人
	要介護1	5人		要介護1	8人		要介護1	6人
	要介護2	4人		要介護2	3人		要介護2	5人
	要介護3	1人		要介護3	6人		要介護3	1人
	要介護4	0人		要介護4	0人		要介護4	1人
	要介護5	1人		要介護5	1人		要介護5	1人
	計	15人		計	41人		計	19人

※属性不明者1名

⑤ 調査結果の概要

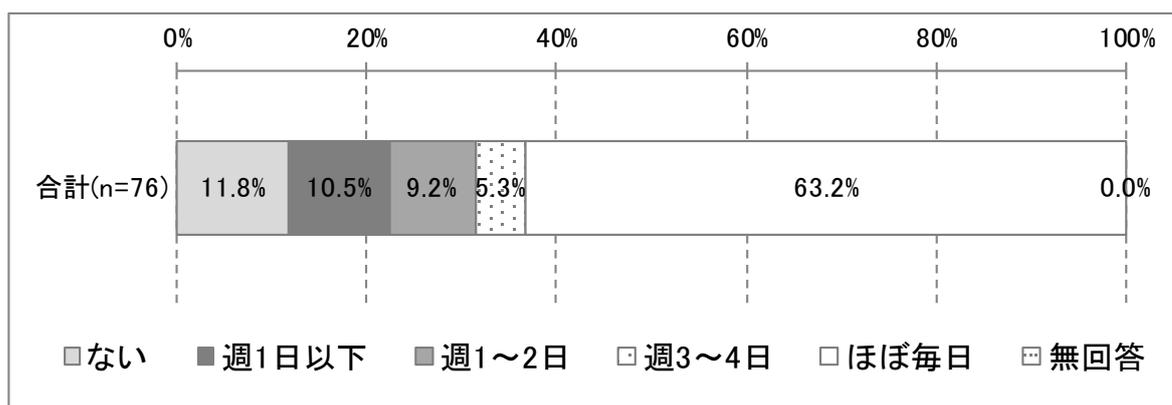
ア 世帯類型

世帯類型については、「単身世帯」が26.3%、「夫婦のみ世帯」が26.3%、「その他」が47.4%となっています。「その他」が多いということは、広域連合では複数家族で暮らしている方が多いということがうかがわれます。



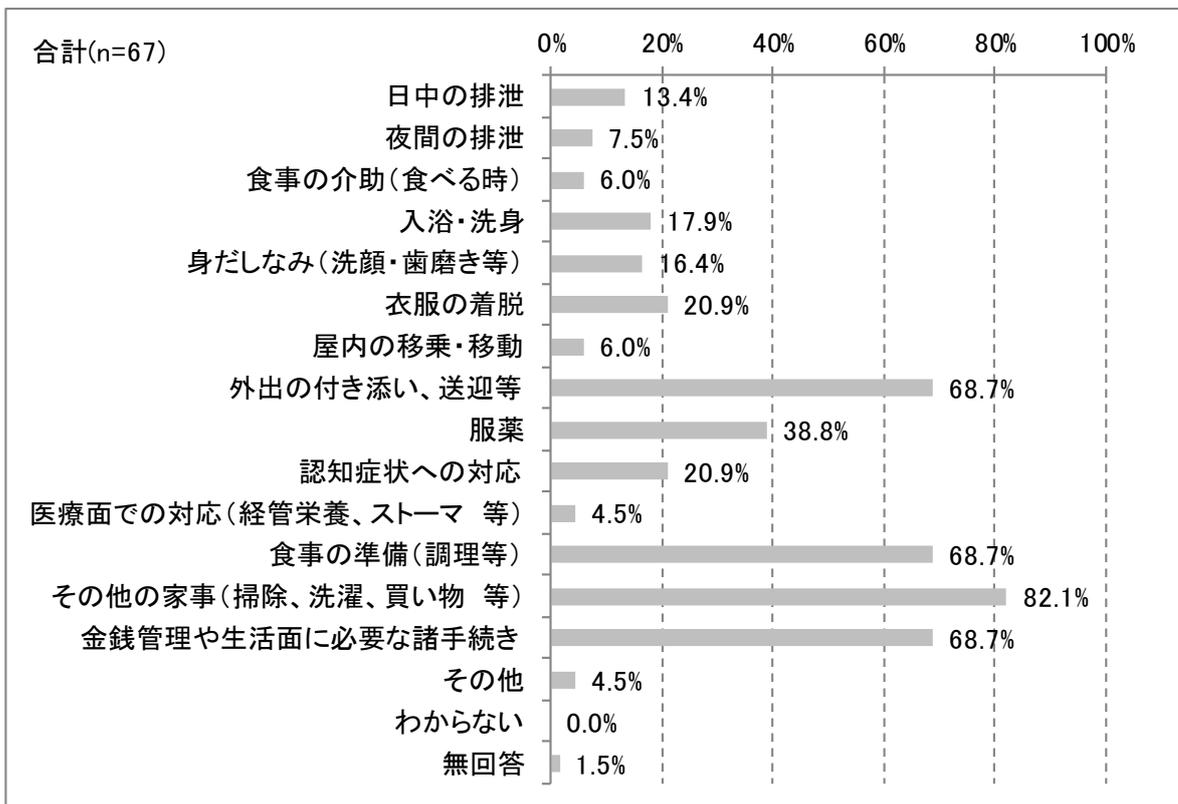
イ 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日」が63.2%と最も高く、次いで「ない」が11.8%、「週1日以下」が10.5%、「週1～2日」が9.2%、「週3～4日」が5.3%となっています。



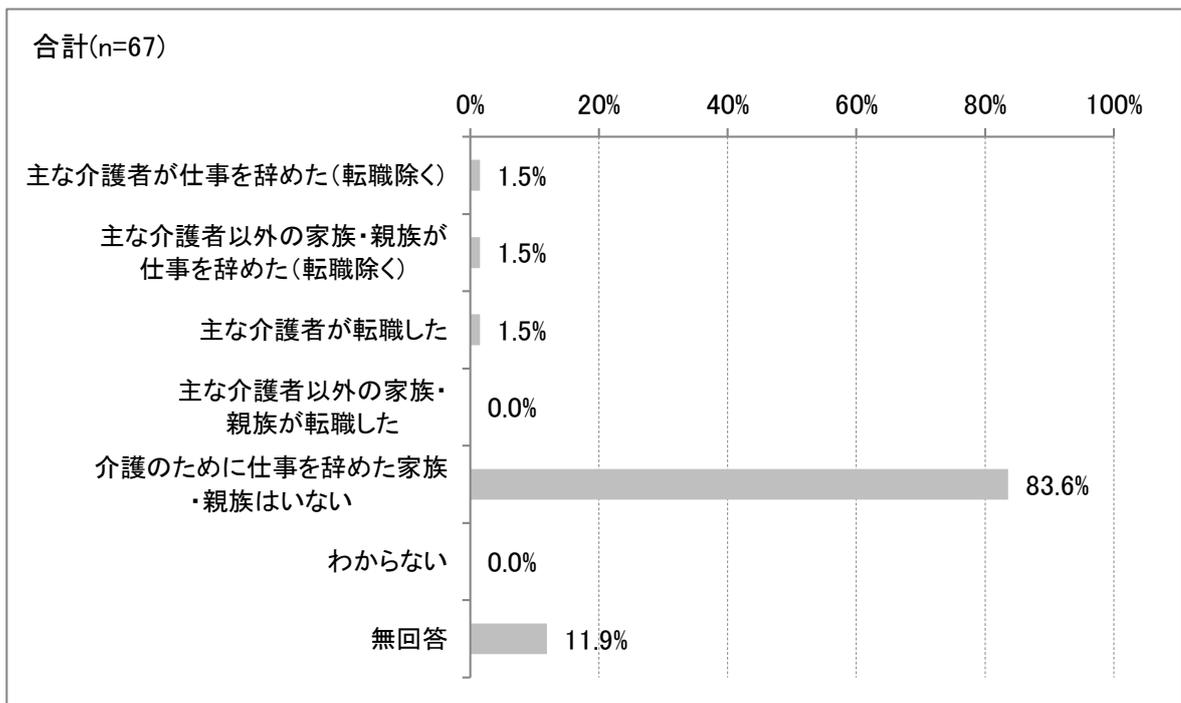
ウ 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「服薬」、「衣服の着脱」、「認知症状への対応」、「入浴・洗身」、「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」等となっています。



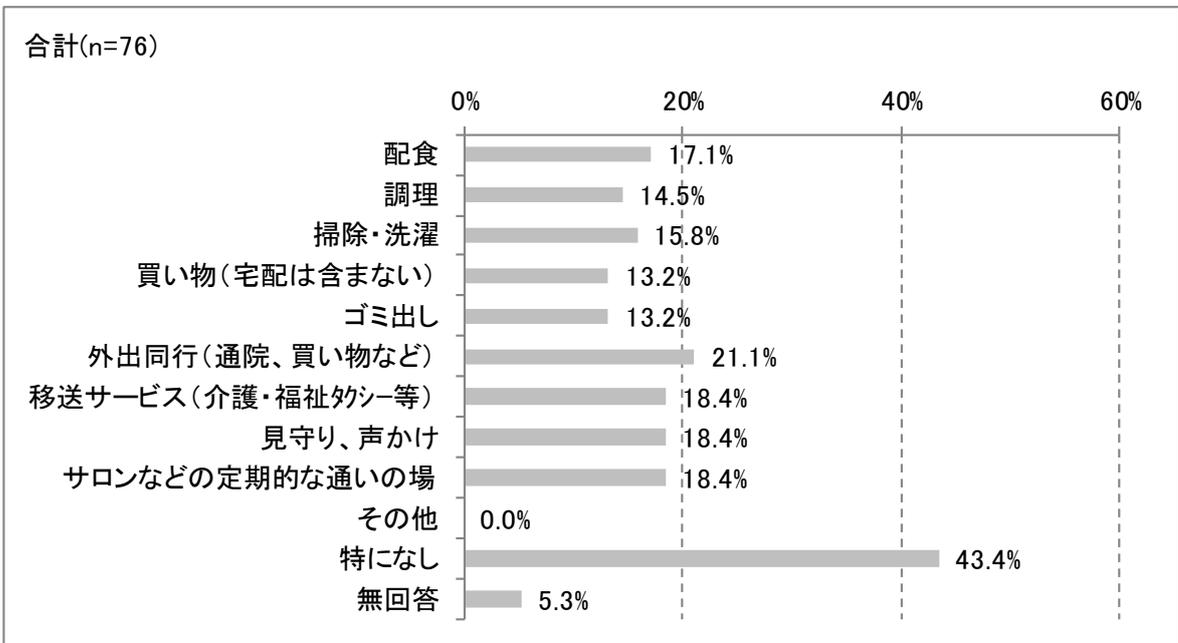
エ 介護のための離職の有無

介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が最も高くなっています。また、介護のために離職した方（「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」+「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」）はわずかとなっています。



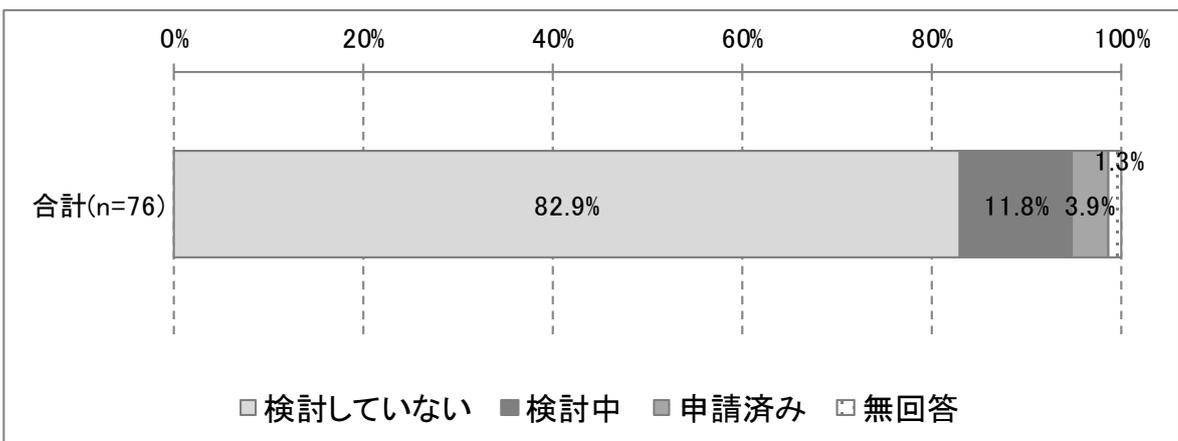
オ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「外出同行（通院、買い物など）」が最も高く、次いで、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」、「サロンなどの定期的な通いの場」、「配食」、「掃除・洗濯」等となっています。



カ 施設等検討の状況

施設等検討の状況については、「検討していない」が82.9%と最も高く、次いで「検討中」が11.8%、「申請済み」が3.9%となっています。



(3) 居所変更実態調査

① 目的

過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、「居所変更実態調査」を実施しました。

② 調査方法

令和2(2020)年5月12日に、施設・居住系サービスの管理者へ書面送付。
(6月5日締め切り)

③ 調査対象

過去1年の間に、各施設・居住系サービス利用者のうち、居所を変更した人、または死亡した人。

④ 回答者

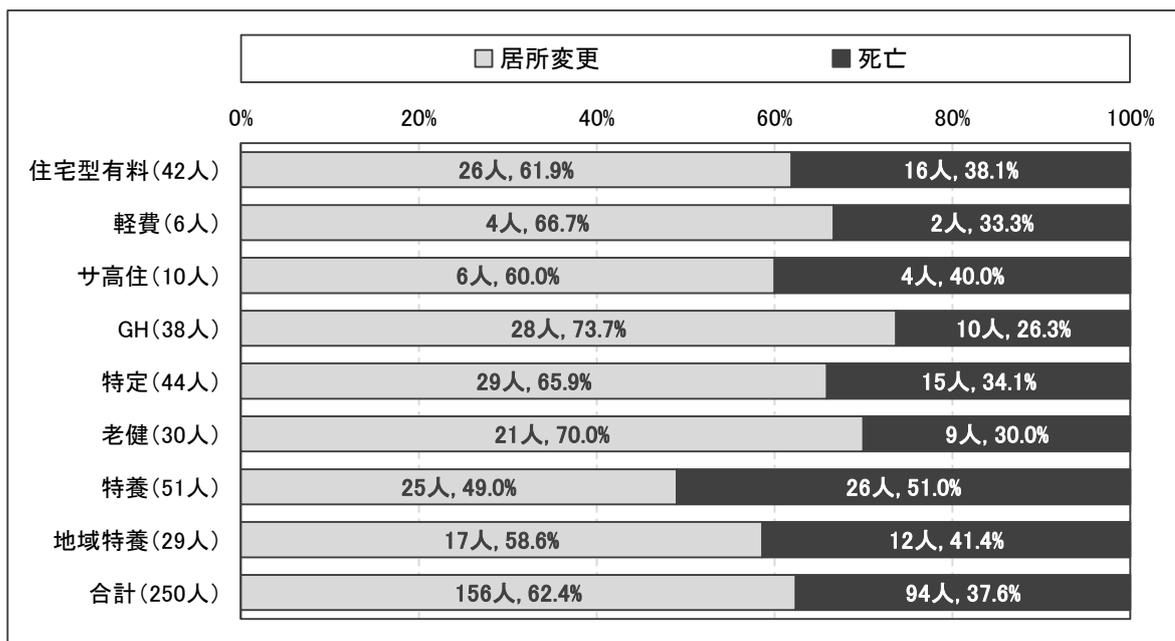
構成各町合計 25 事業所

サービス種別	施設数
住宅型有料老人ホーム	6
軽費老人ホーム	1
サービス付き高齢者向け住宅	1
グループホーム	7
特定施設	3
介護老人保健施設	1
特別養護老人ホーム	3
地域密着型特別養護老人ホーム	3
合計	25

⑤ 調査結果の概要

ア 過去1年間の退居・退所者に占める居所変更・死亡の割合

過去1年間の退居・退所者に占める居所変更・死亡の割合については、各施設の合計では、62.4%が「居所変更」、37.6%が「死亡」となっており、入所者の看取りまでできているはおよそ4割ということになります。施設別では、「GH」、「老健」で「居所変更」が高くなっており、「特養」で「死亡」が高くなっています。



イ 居所変更した人の要支援・要介護度

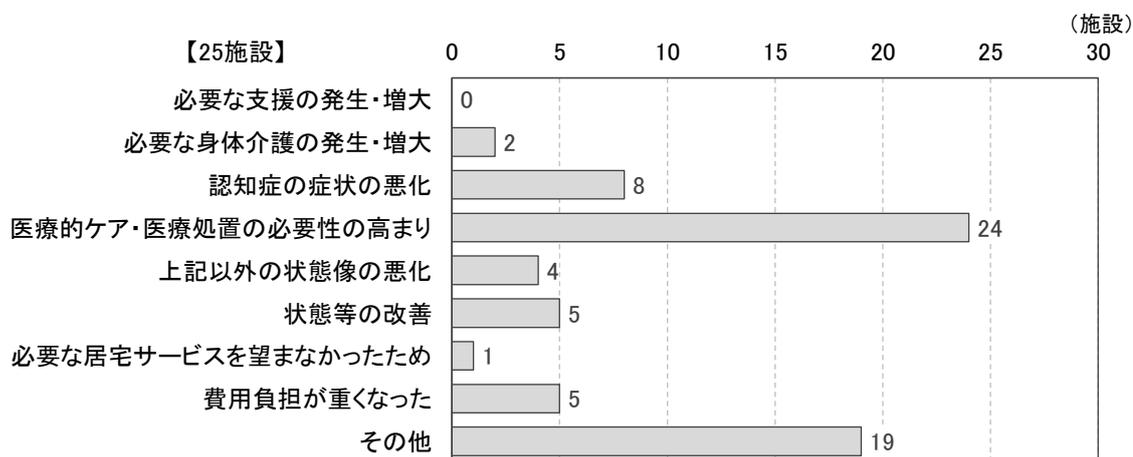
居所変更した人の要支援・要介護度別の人数については、各施設の合計では「要介護3」が最も多くなっており、次いで「要介護4」、「要介護5」となっています。

単位:人

	自立	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	申請中	合計
住宅型有料	1	-	-	2	7	9	6	1	-	26
軽費	2	-	-	-	-	-	1	-	1	4
サ高住	-	-	-	2	2	1	1	-	-	6
GH (グループホーム)	-	-	-	2	3	11	6	6	-	28
特定	-	2	-	12	2	5	3	5	-	29
老健	-	-	-	3	6	5	2	5	-	21
特養	-	-	-	-	3	2	10	10	-	25
地密特養	-	-	-	2	1	3	6	5	-	17
合計	3	2	-	23	24	36	35	32	1	156

ウ 居所変更した理由

入所者が居所変更をした理由の上位3つについては、「医療的ケア・医療措置の必要性の高まり」が最も多く、次いで、「認知症の症状の悪化」、「費用負担が重くなった」が高くなっています。一方で、「状態等の改善」の回答が5件あり、入所者のより良い方向への転換もあることがうかがえます。



(4) 在宅生活改善調査

① 目的

「自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、「在宅生活改善調査」を実施しました。

② 調査方法

令和2（2020）年5月12日に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへ書面送付。
（6月5日締め切り）

③ 調査対象

過去1年の間に、各居宅介護支援サービス事業所の利用者のうち、自宅等（サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームを除く）から、居場所を変更した利用者。

④ 回答者

構成各町合計 17 事業所（うち該当者数）

要介護度別	該当者数
要支援1	5
要支援2	9
要介護1	40
要介護2	36
要介護3	51
要介護4	21
要介護5	10
合 計	172

⑤ 調査結果の概要

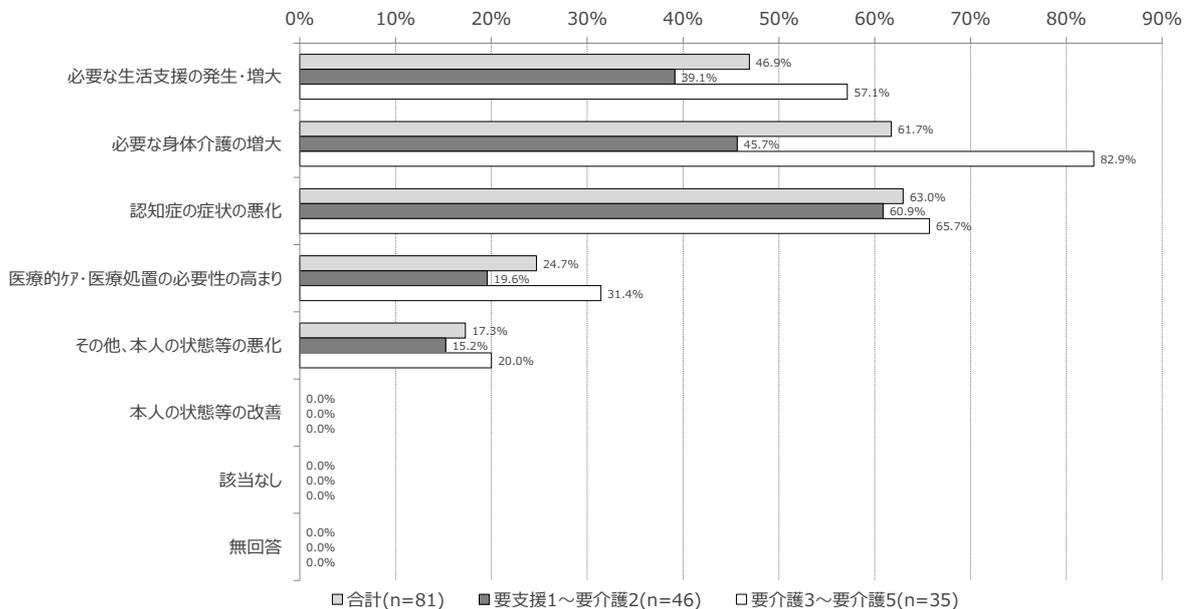
ア 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性については、世帯類型では、上位では「その他の世帯」、「夫婦のみ世帯」、「独居」があげられています。居所では、「自宅等（持ち家）」が上位を占めています。また、要介護度では要介護状態の区分にはあまり影響を受けていないことがうかがえます。

順位(上位10類型)	回答数	割合	世帯類型				居所			要介護度	
			独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもの同居	その他世帯	自宅等(持ち家)	自宅等(借家)	サ高住・住宅型有料・特養	要介護2以下	要介護3以上
1	12人	14.8%				★	★			★	
2	11人	13.6%		★			★			★	
3	10人	12.3%		★			★				★
4	8人	9.9%	★				★			★	
5	7人	8.6%				★	★				★
6	6人	7.4%	★				★				★
7	5人	6.2%			★		★				★
8	4人	4.9%			★		★			★	
8	4人	4.9%	★					★			★
8	4人	4.9%	★					★		★	
上記以外	10人	12.3%									
合計	81人	100.0%									

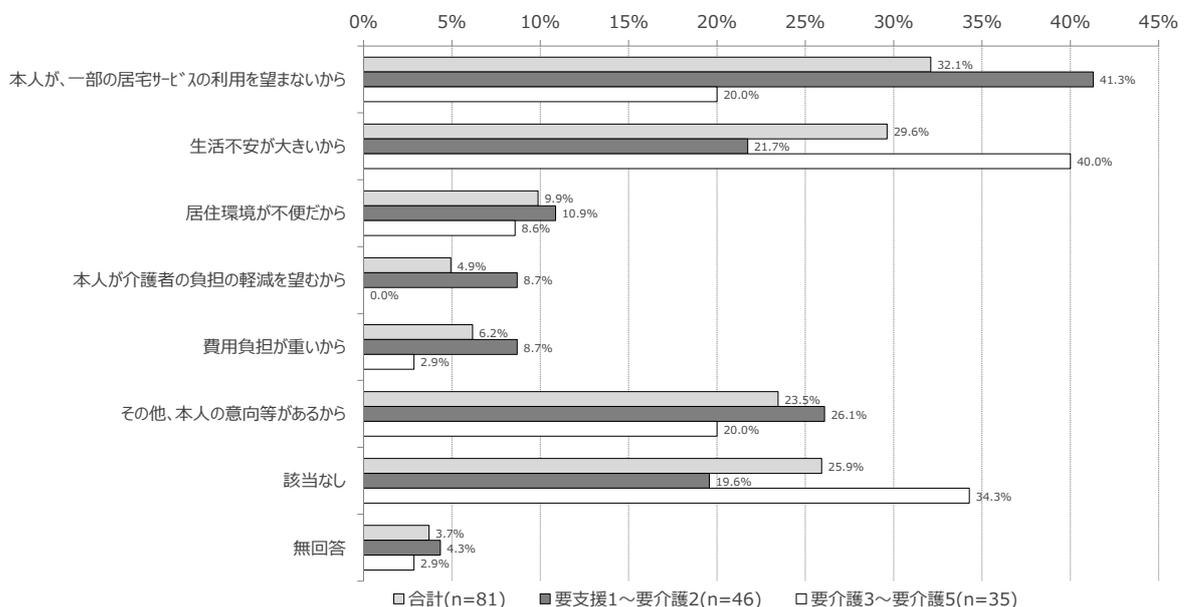
イ 生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由）

本人の状態による生活の維持が難しくなっている理由については、「合計」では「認知症の症状の悪化」が63.0%と最も高くなっていますが、「要介護3～要介護5」では、「必要な身体介護の増大」が82.9%と、他の理由よりも高くなっています。



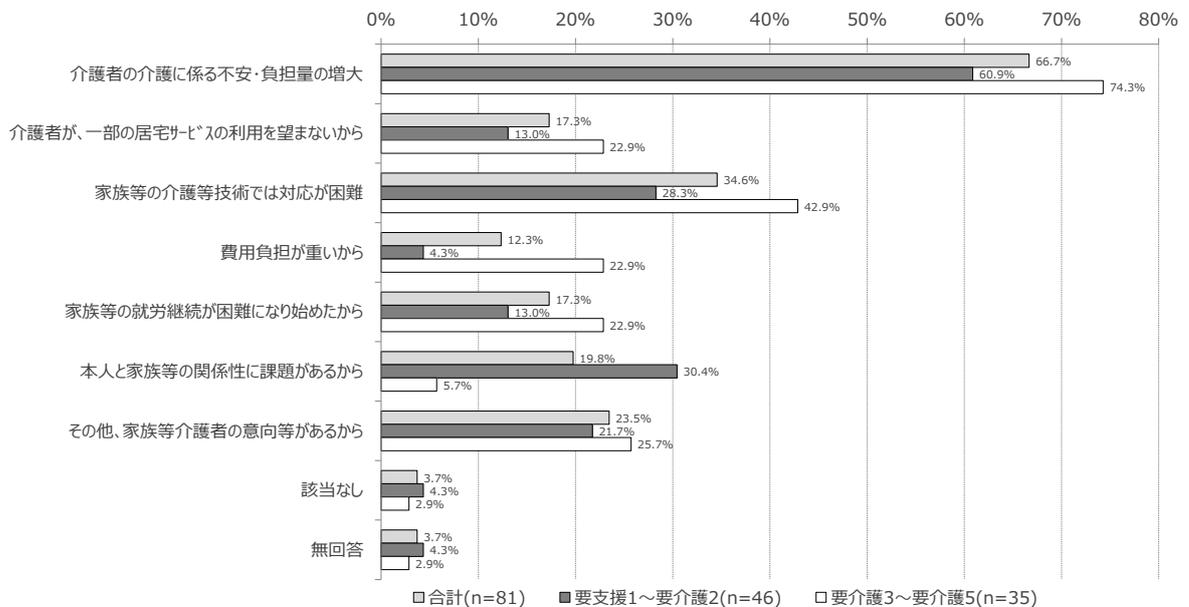
ウ 生活の維持が難しくなっている理由（本人の意向に属する理由）

本人の意向による生活の維持が難しくなっている理由については、「合計」では「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が32.1%と最も高くなっています。また、「要支援1～要介護2」では、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が最も高くなっているのに対し、「要介護3～要介護5」では、「生活不安が大きいから」が最も高くなっています。



エ 生活の維持が難しくなっている理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）

家族等介護者の意向・負担等による生活の維持が難しくなっている理由については、いずれの介護度でも、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が最も高くなっています。他の理由をみると、「要支援1～要介護2」では、「本人と家族等の関係性に課題があるから」が次いで高く、「要介護3～要介護5」では、「家族等の介護等の技術では対応が困難」が次いで高くなっています。



第3章 介護保険事業の状況

第7期計画期間における介護・介護予防サービスの状況は以下の通りとなっています。また、令和2（2020）年度の各数値については見込みのものとなっています。

1. 介護（予防）サービスの利用状況

（1）居宅・介護予防サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

介護福祉士や訪問介護員が身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある高齢者の自宅を訪問して、日常生活を営めるように援助（身体の介護、家事、相談、助言など）を行うものです。

単位：人/年

区分		居宅サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	2,942	2,660	2,828
	計画	3,144	3,180	3,216
東川町	実績	579	620	702
	計画	559	566	572
美瑛町	実績	1,289	1,124	1,097
	計画	1,429	1,445	1,462
東神楽町	実績	1,074	916	1,029
	計画	1,156	1,169	1,182

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問して、移動式の浴槽を提供して入浴介助を行うものです。また、介護予防訪問入浴介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。介護予防の利用は令和元（2019）年度にわずかにありました。

単位：回/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	712	749	758	0	3	0
	計画	768	787	805	0	0	0
東川町	実績	48	124	192	0	3	0
	計画	82	84	86	0	0	0
美瑛町	実績	389	300	453	0	0	0
	計画	378	388	397	0	0	0
東神楽町	実績	275	325	113	0	0	0
	計画	308	315	322	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師が疾患を抱えている方の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うものです。また、介護予防訪問看護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:回/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	6,869	11,441	9,797	811	731	956
	計画	10,129	10,296	10,460	950	950	979
東川町	実績	2,403	6,231	4,398	384	195	210
	計画	3,546	3,605	3,662	389	359	401
美瑛町	実績	2,730	3,512	3,155	321	350	426
	計画	3,752	3,814	3,875	523	523	539
東神楽町	実績	1,736	1,698	2,244	106	186	320
	計画	2,831	2,877	2,923	38	38	39

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活動作を向上させるため、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、リハビリテーション訓練を行うものです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:回/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	12,731	11,296	11,272	3,364	5,184	5,087
	計画	8,604	8,728	9,044	2,838	2,886	2,938
東川町	実績	5,524	5,481	6,215	2,313	3,997	4,505
	計画	1,811	1,836	1,903	1,855	1,886	1,920
美瑛町	実績	3,456	2,405	1,962	446	611	147
	計画	3,643	3,696	3,830	607	617	628
東神楽町	実績	3,751	3,410	3,095	605	576	435
	計画	3,150	3,196	3,311	376	382	389

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図るものです。また、介護予防居宅療養管理指導は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	530	550	605	31	28	41
	計 画	660	672	684	48	48	48
東 川 町	実 績	53	65	126	15	11	12
	計 画	73	74	75	11	11	11
美 瑛 町	実 績	134	118	105	4	2	0
	計 画	202	206	210	14	14	14
東 神 楽 町	実 績	343	367	374	12	15	29
	計 画	385	392	399	23	23	23

⑥ 通所介護

虚弱、寝たきり、認知症のため介護を要する高齢者に対して、通所施設で入浴、食事、日常生活訓練等の各種サービスを提供するもので、要援護高齢者の自立や高齢者相互のふれあいの機会を設けるとともに家族介護のリフレッシュを図ることを目的としています。

単位:人/年

区 分		居宅サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	1,317	1,370	1,232
	計 画	1,392	1,416	1,440
東 川 町	実 績	256	301	266
	計 画	458	466	474
美 瑛 町	実 績	97	131	150
	計 画	120	122	124
東 神 楽 町	実 績	964	938	816
	計 画	814	828	842

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設等ではデイケア事業として、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うとともに、併せて食事、入浴のサービスを提供しています。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	1,749	1,909	1,868	1,022	1,023	1,008
	計 画	1,740	1,764	1,776	1,116	1,140	1,164
東 川 町	実 績	584	627	750	247	276	213
	計 画	575	583	587	302	309	315
美 瑛 町	実 績	762	899	795	660	624	661
	計 画	761	772	777	661	675	690
東 神 楽 町	実 績	403	383	323	115	123	144
	計 画	404	409	412	153	156	159

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

居宅において介護を受ける要介護者等を特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話や機能訓練を行うものです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:日/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	5,921	6,042	5,708	85	94	29
	計 画	5,637	5,726	5,814	217	221	223
東 川 町	実 績	1,555	786	1,455	4	3	0
	計 画	1,812	1,842	1,872	36	37	37
美 瑛 町	実 績	797	1,082	552	57	34	0
	計 画	1,107	1,121	1,134	27	28	28
東 神 楽 町	実 績	3,569	4,174	3,701	24	57	29
	計 画	2,718	2,763	2,808	154	156	158

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している高齢者に、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、日常生活上の支援や介護などの必要サービスを提供するものです。また、介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:日/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	2,011	1,881	1,325	39	27	0
	計 画	2,067	2,128	2,153	12	12	12
東 川 町	実 績	254	206	219	23	7	0
	計 画	317	326	330	0	0	0
美 瑛 町	実 績	1,672	1,617	1,044	11	13	0
	計 画	1,714	1,759	1,780	5	5	5
東 神 楽 町	実 績	85	58	62	5	7	0
	計 画	36	43	43	7	7	7

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出すものです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を貸与するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	4,621	4,640	4,704	1,747	1,927	2,146
	計 画	4,788	4,812	4,896	1,776	1,800	1,836
東 川 町	実 績	1,074	1,209	1,308	358	381	441
	計 画	839	843	858	259	263	268
美 瑛 町	実 績	2,266	2,115	2,073	953	1,069	1,181
	計 画	2,640	2,653	2,699	1,049	1,064	1,085
東 神 楽 町	実 績	1,281	1,316	1,323	436	477	524
	計 画	1,309	1,316	1,339	467	474	483

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄などの日常生活にかかせない用具について購入費を支給するものです。また、介護予防特定福祉用具販売は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を販売するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	76	38	107	30	19	43
	計 画	84	84	84	72	72	72
東 川 町	実 績	22	12	33	6	5	17
	計 画	14	14	14	16	16	16
美 瑛 町	実 績	34	15	41	16	10	17
	計 画	43	43	43	36	36	36
東 神 楽 町	実 績	20	11	33	8	4	9
	計 画	27	27	27	20	20	20

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

住居の廊下や階段の手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修についてその費用の一部を支給するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	58	47	106	36	38	80
	計 画	84	84	84	60	60	60
東 川 町	実 績	20	17	26	11	4	15
	計 画	28	28	28	16	16	16
美 瑛 町	実 績	22	19	45	11	24	44
	計 画	34	34	34	22	22	22
東 神 楽 町	実 績	16	11	35	14	10	21
	計 画	22	22	22	22	22	22

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などにおいて、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うものです。また、要支援1・2の方には、予防効果をより重視した支援を提供するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	557	616	606	118	147	152
	計 画	696	708	720	72	72	72
東 川 町	実 績	270	332	345	53	57	36
	計 画	337	343	348	43	43	43
美 瑛 町	実 績	111	118	99	26	25	15
	計 画	161	164	167	0	0	0
東 神 楽 町	実 績	176	166	162	39	65	101
	計 画	198	201	205	29	29	29

(2) 地域密着型・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時対応を行うサービスを提供します。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	4	28	36
	計 画	36	36	36
東 川 町	実 績	0	0	0
	計 画	0	0	0
美 瑛 町	実 績	4	28	36
	計 画	26	26	26
東 神 楽 町	実 績	0	0	0
	計 画	10	10	10

② 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図るとともに、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	1,562	1,481	1,228
	計 画	1,596	1,620	1,632
東 川 町	実 績	380	393	357
	計 画	426	433	436
美 瑛 町	実 績	1,088	1,021	824
	計 画	1,075	1,091	1,099
東 神 楽 町	実 績	94	67	47
	計 画	95	96	97

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応デイサービス）

認知症の状態にある要介護者等に対して、デイサービス施設を通所の方法により利用し、入浴、食事、日常生活の世話や機能訓練等の各種サービスを提供します。

単位:回/年

区 分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	12	0	26	0	0	0
	計 画	151	154	140	0	0	0
東 川 町	実 績	0	0	26	0	0	0
	計 画	17	17	17	0	0	0
美 瑛 町	実 績	12	0	0	0	0	0
	計 画	134	137	140	0	0	0
東 神 楽 町	実 績	0	0	0	0	0	0
	計 画	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「泊り」「訪問」を組み合わせて行うサービスであり、居宅における生活の維持を支援するサービスです。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	978	1,024	950	327	266	320
	計 画	984	996	1,008	324	324	324
東 川 町	実 績	5	0	0	0	0	0
	計 画	0	0	0	0	0	0
美 瑛 町	実 績	973	1,024	950	327	266	320
	計 画	984	996	1,008	324	324	324
東 神 楽 町	実 績	0	0	0	0	0	0
	計 画	0	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、少人数で共同生活を営みながら認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	1,194	1,226	1,285	0	0	0
	計 画	1,176	1,200	1,224	0	0	0
東 川 町	実 績	552	543	579	0	0	0
	計 画	542	553	564	0	0	0
美 瑛 町	実 績	207	242	263	0	0	0
	計 画	192	196	200	0	0	0
東 神 楽 町	実 績	435	441	443	0	0	0
	計 画	442	451	460	0	0	0

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員 29 人以下の小規模特別養護老人ホームに入居している要介護者に対し、提供するサービスです。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	588	784	716
	計 画	732	744	756
東 川 町	実 績	0	0	0
	計 画	0	0	0
美 瑛 町	実 績	345	548	479
	計 画	451	459	466
東 神 楽 町	実 績	243	236	237
	計 画	281	285	290

(3) 施設サービス

① 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上で常時介護を必要とし、在宅での介護を受けることが困難な方が利用できる施設です。

単位:人

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広 域 連 合	実 績	125	164	145
	計 画	159	162	165
東 川 町	実 績	45	42	40
	計 画	45	46	47
美 瑛 町	実 績	38	82	63
	計 画	71	72	73
東 神 楽 町	実 績	42	40	42
	計 画	3	44	45

② 老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療の必要がなくても、リハビリテーションや看護、介護などが必要な寝たきりの方や認知症の方が利用できる施設です。

単位:人

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	156	160	163
	計画	162	165	168
東川町	実績	61	64	61
	計画	64	65	66
美瑛町	実績	67	66	69
	計画	73	75	76
東神楽町	実績	28	30	33
	計画	25	25	26

③ 介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

単位:人

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	1	2	5
	計画	0	0	0
東川町	実績	1	1	2
	計画	0	0	0
美瑛町	実績	0	1	1
	計画	0	0	0
東神楽町	実績	0	0	2
	計画	0	0	0

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための介護療養施設です。介護医療院の創設に伴い令和6（2024）年3月末までの期間内に、介護医療院等への施設への移行等が必要となっています。

単位:人

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	実績	5	3	1
	計画	9	9	10
東川町	実績	2	2	1
	計画	4	4	4
美瑛町	実績	1	0	0
	計画	2	2	2
東神楽町	実績	2	1	0
	計画	3	3	4

(4) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護・要支援認定を受けた方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービスです。制度上「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者（入居者）も利用します。

なお、介護予防支援は、地域包括支援センターで行っていますが、居宅介護支援事業所に業務委託をしている場合があります。

単位：人/年

区 分		居宅介護支援			介護予防支援		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広 域 連 合	実 績	7,132	7,208	7,219	2,471	2,656	2,822
	計 画	7,044	7,152	7,260	3,528	3,600	3,660
東 川 町	実 績	1,799	1,949	2,100	540	595	603
	計 画	1,473	1,495	1,518	738	754	766
美 瑛 町	実 績	3,070	2,978	2,792	1,416	1,499	1,568
	計 画	3,344	3,396	3,447	1,858	1,895	1,927
東 神 楽 町	実 績	2,263	2,281	2,327	515	562	651
	計 画	2,227	2,261	2,295	932	951	967

2. 介護給付費の状況

(1) 介護サービス給付費

単位:千円

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅サービス	732,733	765,465	783,292
訪問介護	285,468	275,149	297,845
訪問入浴介護	4,883	5,243	4,769
訪問看護	31,575	51,591	40,903
訪問リハビリテーション	12,423	12,199	10,990
居宅療養管理指導	3,553	3,815	3,942
通所介護	76,183	80,353	75,883
通所リハビリテーション	101,042	108,303	113,615
短期入所生活介護	41,411	43,595	46,574
短期入所療養介護	21,348	20,642	15,391
福祉用具貸与	47,609	45,497	44,954
特定福祉用具販売	2,618	2,204	3,840
住宅改修費	4,017	5,418	4,178
特定施設入居者生活介護	100,603	111,456	120,408
地域密着型サービス	746,371	750,002	771,559
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	452	3,178	9,726
認知症対応型通所介護	152	0	0
小規模多機能型居宅介護	176,472	181,284	171,581
認知症対応型共同生活介護	301,684	307,738	328,904
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	182,366	173,348	197,085
地域密着型通所介護	85,245	84,454	64,263
施設サービス	955,252	965,232	1,029,660
介護老人福祉施設	433,561	413,636	440,125
介護老人保健施設	498,774	530,344	573,834
介護医療院	2,215	8,168	10,224
介護療養型医療施設	20,702	13,084	5,477
居宅介護支援	99,245	101,582	100,814
合 計	2,533,601	2,582,281	2,685,325

資料: 広域連合資料

(2) 介護予防サービス給付費

単位:千円

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護予防サービス	61,100	67,609	71,838
介護予防訪問介護	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	8	0
介護予防訪問看護	4,372	4,304	5,610
介護予防訪問リハビリテーション	3,274	4,949	4,090
介護予防居宅療養管理指導	178	156	247
介護予防通所介護	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	31,605	31,168	32,337
介護予防短期入所生活介護	487	509	0
介護予防短期入所療養介護	236	164	0
介護予防福祉用具貸与	8,995	10,426	11,728
特定介護予防福祉用具販売	875	867	777
介護予防住宅改修	3,670	5,038	4,919
介護予防特定施設入居者生活介護	7,408	10,020	12,130
地域密着型介護予防サービス	21,242	17,691	24,040
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	21,242	17,691	24,040
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	10,856	11,736	12,257
合 計	93,198	97,036	108,135

資料: 広域連合資料

3. 介護保険サービス等における施設の状況

(1) 地域密着型介護サービスの整備

① 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	3	3	3	3	3	3	3
	定員	60	60	60	60	60	60	60
東川町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0
美瑛町	施設数	2	2	2	2	2	2	2
	定員	42	42	42	42	42	42	43
東神楽町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	20	20	20	20	20	20	20

該当施設 美瑛町：サテライト特養 燈（18）、美瑛慈光園（24）

東神楽町：特別養護老人ホームアゼリアハイツ（20）

② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム：GH）

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)	8 (15ユニット)
	定員	69	69	69	71	71	71	71
東川町	施設数	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)
	定員	54	54	54	54	54	54	54
美瑛町	施設数	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)
	定員	25	25	25	27	27	27	27
東神楽町	施設数	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)
	定員	36	36	36	36	36	36	36

該当施設 東川町：GHほのぼのファミリー（2：18）、GHゆう（2：18）

GHくるみの郷（2：18）

美瑛町：多機能型GH虹（1：9）、GHびえいの郷（2：18）

東神楽町：GHひばり（2：18）、GHひじり野（2：18）

③ 地域密着型通所介護

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	4	4	4	4	4	4	4
東川町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
美瑛町	施設数	3	3	3	3	3	3	3
東神楽町	施設数	0	0	0	0	0	0	0

該当施設 東川町：東川町デイサービスセンター

美瑛町：デイサービスセンターあすか、美瑛慈光園デイサービスセンター

美瑛慈光園デイサービスセンター輪

④ 小規模多機能型居宅介護

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	5	5	5	5
	定員	117	117	117	117
東川町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
美瑛町	施設数	5	5	5	5
	定員	117	117	117	117
東神楽町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0

該当施設 美瑛町：小規模多機能七彩（18）、虹（24）、燈（27）

ひなた（24）、ほたる（24）

⑤ 居宅介護支援事業所

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	10	11	11	11	10	10	10
東川町	施設数	3	3	4	4	3	3	3
美瑛町	施設数	3	3	3	3	3	3	3
東神楽町	施設数	4	5	5	5	4	4	4

該当施設 東川町：居宅介護支援事業所ゆう、ひだまりの里居宅介護支援事業所

東川町社協居宅介護支援事業所、ひがしかわ介護相談センター

美瑛町：美瑛慈光園居宅介護支援事業所、美瑛町ケアプラン相談センター

シルバーハウス居宅介護支援事業所、

東神楽町：回生苑居宅介護支援事業所、東神楽町ケアプラン相談センター

居宅介護支援事業所ひばり、宏生会居宅介護支援事業所

東神楽町居宅介護支援事業所

(2) 施設サービスの整備

① 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	3	3	3	3	3	3	3
	定員	160	160	160	160	160	160	160
東川町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50	50	50	50
美瑛町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	60	60	60	60	60	60	60
東神楽町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50	50	50	50

該当施設 東川町：特別養護老人ホーム東川町羽衣園（50）

美瑛町：美瑛慈光園（60）

東神楽町：特別養護老人ホームアゼリアハイツ（50）

② 老人保健施設

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	3	3	3	3	3	3	3
	定員	240	240	240	240	240	240	240
東川町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	80	80	80	80	80	80	80
美瑛町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	60	60	60	60	60	60	60
東神楽町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	100	100	100	100	100	100	100

該当施設 東川町：老人保健施設 ひだまりの里（80）

美瑛町：老人保健施設 ほの香（60）

東神楽町：老人保健施設 回生苑（100）

※介護医療院、介護療養型医療施設 該当なし

(3) その他の施設の整備

① 有料老人ホーム（a-cの合計）

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	10	10	10	10	10	10	10
	定員	365	365	365	365	365	365	365
東川町	施設数	4	4	4	4	4	4	4
	定員	106	106	106	106	106	106	106
美瑛町	施設数	2	2	2	2	2	2	2
	定員	80	80	80	80	80	80	80
東神楽町	施設数	4	4	4	4	4	4	4
	定員	179	179	179	179	179	179	179

①-a 介護付有料老人ホーム

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	3	3	3	3	3	3	3
	定員	156	156	156	156	156	156	156
東川町	施設数	2	2	2	2	2	2	2
	定員	56	56	56	56	56	56	56
美瑛町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0
東神楽町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	100	100	100	100	100	100	100

該当施設 東川町：ゆう（20）、高齢者ふれあいハウスファミリー（36）

東神楽町：さわやか東神楽館（100）

①-b 住宅型有料老人ホーム

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	6	6	6	6	6	6	6
	定員	159	159	159	159	159	159	159
東川町	施設数	2	2	2	2	2	2	2
	定員	50	50	50	50	50	50	50
美瑛町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30	30	30	30
東神楽町	施設数	3	3	3	3	3	3	3
	定員	79	79	79	79	79	79	79

該当施設 東川町：来夢館東川（20）、華（30）

美瑛町：びえいの郷（30）

東神楽町：ひがしかぐらふらわーはうす（18）

ひばりの森（31）、花時計（30）

①一c 軽費老人ホーム

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50	50	50	50
東川町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0
美瑛町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50	50	50	50
東神楽町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0

該当施設 美瑛町：ケアハウスびえい（50）

② サービス付き高齢者向け住宅

区分		実績値				計画値		
		平成29年度 (整備済み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広域連合	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30	30	30	30
東川町	施設数	1	1	1	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30	30	30	30
美瑛町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0
東神楽町	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0

該当施設 東川町：サービス付き高齢者住宅ゆう（30）

第4章 基本目標と地域包括ケアシステムの考え方

計画の基本目標

- 要介護状態の改善もしくは、悪化の防止、又は要介護状態となることへの予防を図ってまいります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていながら、高齢者が安心して生活できるまちを目指します。
- 高齢者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

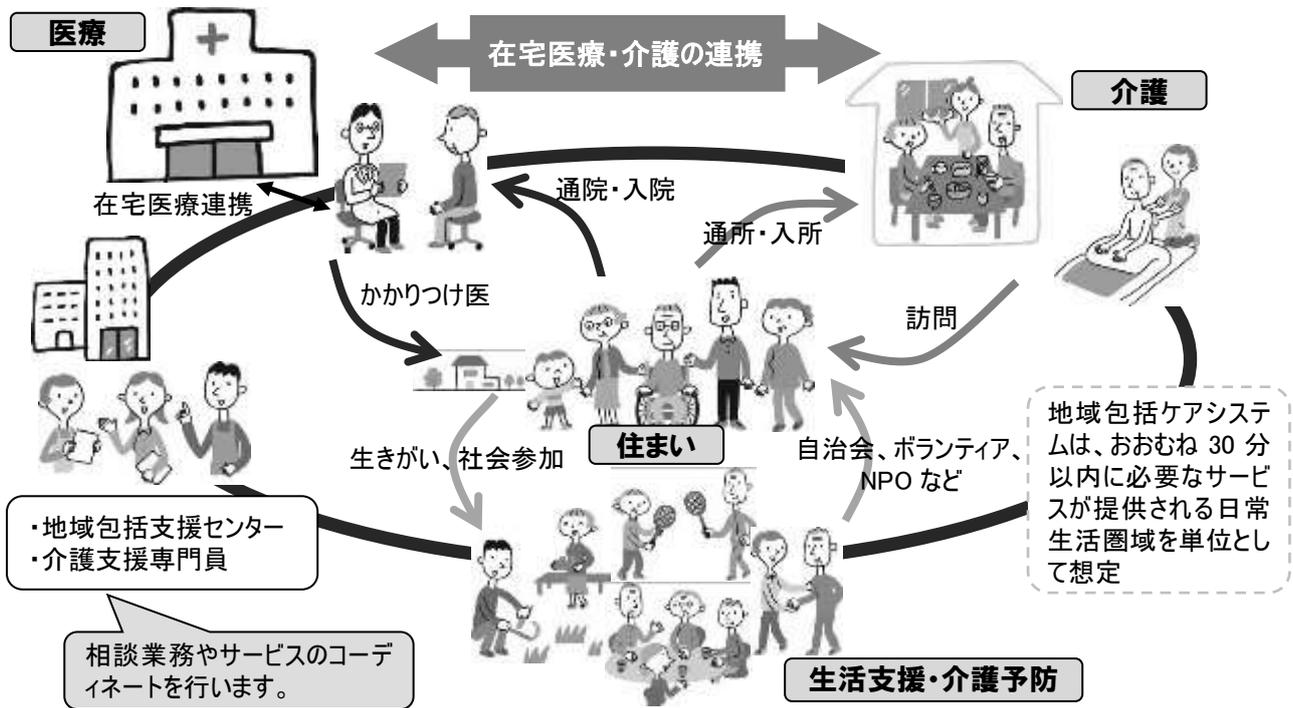
平成 27（2015）～平成 29（2017）年度の「大雪地区広域連合 第6期介護保険事業計画」から地域包括ケアシステムの推進を掲げ、「地域包括支援センターの機能強化」、「地域リハビリテーションの推進」、「高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保」、「地域福祉の推進」に取り組んできました。

本計画においても、令和 7（2025）年・令和 22（2040）年を見据えて、引き続き地域包括ケア社会の深化・推進に向けた取組が求められていますが、地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を強化していこうということが、広域連合が目指す地域包括ケアシステムの姿です。

地域包括ケアシステムとは、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、地域の実情や特性に合った体制を整えていくものです。ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、おおむね 30 分以内に駆けつけられる場所を想定しており、高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、地域での暮らしに関わる安心・安全なサービスを 24 時間毎日利用できることが目的です。

広域連合の特性を活かした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、地域の中で誰がどのような役割を担うか、どのように実践していくかを具体化し、取り組んでいくものとします。

【令和7年(2025年)の地域包括ケアシステムの姿】



1. 住まいと住まい方

生活の基盤として必要な住まいがきちんと整備され、本人の希望と経済力に沿った住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提です。周囲のサポートは必要ですが、それと同時に高齢者のプライバシーや人間としての尊厳が十分に守られた住環境を実現する必要があります。

2. 生活支援

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などの要因があっても、尊厳ある生活を継続できるように生活支援を行います。生活支援の中には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く存在し、担い手も多様となっています。

3. 介護・医療・予防

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」、「医療・看護」、「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供します。

4. 本人・家族の選択

「住まいと住まい方」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「予防」の5つの構成要素には含まれないものの、地域包括ケアシステムを支えていく重要な要素として触れておく必要がある部分です。単身・高齢者のみ世帯が主流になっていくことが見込まれる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人とその家族が理解し、心構えを持つことが重要です。

5. 自助・互助・共助・公助からみる地域包括ケアシステム

「自助・互助・共助・公助」は、時代とともに範囲や役割を変化させていきます。

令和7（2025）年には、一人暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加することが見込まれるため、「自助」、「互助」の概念や範囲、役割に新しい形が求められます。

住民間のつながりが希薄になってきている今日では、強い「互助」を期待するのが難しい一方で、民間サービス市場が大きく、「自助」によるサービス購入が可能な部分も多いと考えられています。また、自立したコミュニティの形成が期待できれば、民間市場が限定的であっても、「互助」の役割が期待できます。

「共助」、「公助」を求める声が根強いのは確かですが、少子高齢化や財政状況を考えると大幅な拡充は難しいため、「自助」、「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要です。

6. 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

それぞれの地域の実情を踏まえて、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築することが求められています。

広域連合は、構成各町の広域的なニーズに対応するという観点から、介護保険事業の効率かつ効果的な運営を図ることが求められています。

【地域包括ケアのイメージと求められる4つの助】



【公助】

- ・一般財源による高齢者福祉事業等
- ・生活保護、人権擁護・虐待対策
(例) 福祉除雪／など

【共助】

- ・介護保険制度・医療保険制度及びそのサービス
(例) 医療／訪問介護／デイサービス／など

【自助】

- ・自分のことは自分でする
- ・自らの健康管理（セルフケア） ・市場サービスの購入
(例) サービス付き高齢者住宅／フィットネス／
配食サービス／など

【互助】

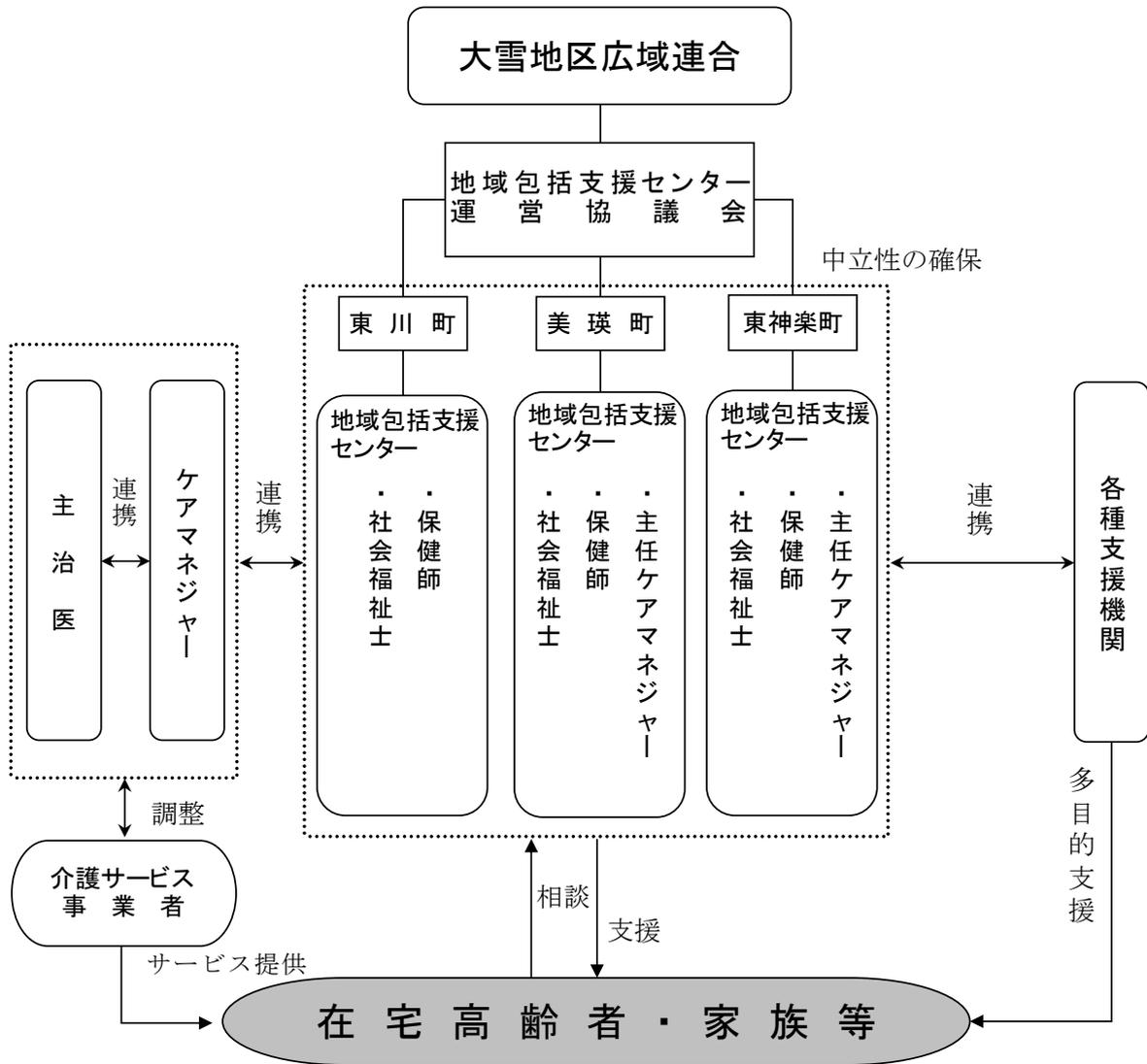
- ・ボランティア活動、住民組織の活動
- ・当事者団体による取組、高齢者の生きがい就労等
(例) 外出つきそいボランティア／交流の場づくり／など

資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

※地域包括ケアシステムのイメージとして、国は植木鉢に例えたイメージを示しています。

本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。

7. 地域包括支援センターによる高齢者の支援体制



第5章 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者等が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から実施する事業として創設されました。地域支援事業は、主に介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成されています。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、機能回復訓練など的高齢者本人への提供だけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取組を推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方と基本チェックリストで対象者等となった方が利用できる事業で、以下のサービスで構成されています。

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 訪問介護相当サービス

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	50人
美瑛町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	60人
東神楽町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	30人

イ 訪問型サービスB（住民主体による支援）

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東神楽町	住民主体サービス補助金交付事業	ボランティア団体等が高齢者等に対し、家事などの生活支援を行う場合、運営費の一部を補助します。	—

② 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 通所介護相当サービス

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のデイサービスを行います。	160人
美瑛町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のデイサービスを行います。	80人
東神楽町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のデイサービスを行います。	30人

イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	通所型サービスA （あるくらぶ輪）	全3時間の短時間型サービスA事業を行います。	45人/月
東神楽町	東神楽町高齢者基準緩和型通所サービス （あえる day）	事業該当者に対し、福祉レクを主体とした4時間相当の通所サービスを実施します。	1,000人/年 週2日実施 定員12人/日

ウ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	通所型サービスC （あるくらぶ輪）	介護予防リハビリを週2回、3～6か月の短期集中で行います。	2人/月

③ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	生活支援サービス （小規模多機能七彩、虹、 燈、ひなた、ほたる）	小規模多機能居宅介護施設にて、訪問や通所を一体的に提供することにより、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	8人/月

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	200件/年
美瑛町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	500件/年
東神楽町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	110件/年

(2) 一般介護予防事業

65歳以上の全ての方が利用できる事業です。介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で人と人とのつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するもので、以下の事業で構成されています。

① 介護予防把握事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	介護予防訪問事業	保健師等による訪問事業を行います。	200世帯/年
美瑛町	介護予防把握事業	保健師等による訪問事業を行います。	100世帯/年
	後期高齢者保健事業	後期高齢者の生活習慣病重症化予防と介護予防を一体的に実施するため、保健師による個別支援を行います。	100世帯/年
東神楽町	高齢者実態把握訪問事業	独居又は高齢世帯を主対象とした保健師等による訪問事業を行います。	80世帯/年

② 介護予防普及啓発事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	いきいきセンター介護予防教室	介護予防が必要な方に対し、週1回の外出機会を設け、理学療法士や歯科衛生士、栄養士、保健師等と協力をしながら、各種機能向上に関する事業を行います。	80人/週
	地域まるごと元気アップ事業	町内65歳以上を対象とした、運動の専門家による、無理なく「安心」「安全」「科学的」に介護予防を目的とした健康づくりを行う事業を行います。	850人/年
	口腔講座	歯科衛生士による、口腔機能維持の体操等の講座を開催します。	200人/年
	介護予防講座	地域包括支援センター職員(主任ケアマネジャー、保健師)による介護予防の講座を開催します。	200人/年
	健康体操	理学療法士による健康づくり体操や森林ウォーキングを実施します。	200人/年
	健康相談	保健師による健康相談、血圧測定等を実施します。	100人/年
美瑛町	介護予防講座	地域包括支援センター職員(主任ケアマネジャー、保健師)等による介護予防の講座を開催します。	200人/年
東神楽町	介護予防教室	健康運動指導士等を講師とする介護予防・認知症予防教室を開催します。(2会場×4クール実施)	44回/年 定員30人/回
	介護予防講師派遣助成事業	介護予防活動を行う自主団体に対し、介護予防プログラムの指導講師の派遣を行います。	150人/年
	健康相談・指導事業	個人や地域の自主団体等を対象に、保健師等による訪問を行い、栄養、運動、口腔衛生、閉じこもりや転倒の予防、その他介護予防に関する相談・指導を行います。	300人/年

③ 地域介護予防活動支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美 瑛 町	生きがいデイサービス事業	閉じこもり状態にある等、日常生活で何らかの援助が必要な方を対象としたデイサービスをボランティア活動委託にて実施します。	1,400人/年
	地域サロン活動推進事業	地域サロン活動推進事業を町内6か所で実施します。	6か所 2回/月
	地域サロン事業	町民組織による地域サロンを町内3か所で実施します。	3か所 2回/月
	ボランティアポイント事業	ボランティア活動を行った町民に対し、その実績に基づいてボランティアポイントを付与する。	30人/月
東 神 楽 町	高齢者交流サロン活動助成事業	地域交流を目的とした高齢者の自主活動サロンに対し、運営費を助成します。	150人/年
	自主活動支援体験・リーダー養成事業	自主的な介護予防活動となる福祉レクリエーションの指導者養成講座の実施及び受講料の一部を助成します。	60人/年

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美 瑛 町	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職による訪問、リハビリ体操、地域ケア会議参加等の地域での活動支援を実施します。	リハビリ専門職の活動 5日/月
東 神 楽 町	地域リハビリテーション活動支援事業	地域において自主的な介護予防活動を行う団体にOT・PT等のリハビリ専門職を派遣し、運動機能評価等を行うことで介護予防の取組の強化を図ります。	60人

2. 包括的支援事業

平成 12（2000）年4月から介護保険制度が施行され、要援護高齢者に対する一定のサービスが提供できる環境が整備されてきましたが、要援護の状態にならないような予防活動、あるいは要援護の状態でなくても社会的な支援の必要な方に対する支援活動など、在宅高齢者に対する介護予防・生活支援の必要性は今後ますます高まってくると予想されます。

介護保険制度の見直しにより、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う中立・公正な拠点として、地域包括支援センターが平成 18（2006）年4月に構成各町にそれぞれ設けられました。

地域包括支援センターを円滑に運営することで、地域高齢者全ての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に行い、現行の高齢者保健福祉サービスを充実する中で地域ケアを総合的に推進します。

① 地域包括支援センターの運営

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	高齢者の多様なニーズに対する総合相談・支援事業や、尊厳ある生活の継続に向けた権利擁護事業等に取り組みます。	—
美瑛町	権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4事業のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取り組みます。	—
東神楽町	権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4事業のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取り組みます。	—

② 在宅医療・介護連携推進事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年
美瑛町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年
東神楽町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年

③ 生活支援体制整備事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを中心に関係団体と連携し、地域の生活支援ニーズの把握や生活支援サービスの充実につなげます。	—
美瑛町	第1層協議体（美瑛町地域福祉総合連携会議）、第2層協議体（美瑛町地域福祉圏域連携会議）の設置及び第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーターの配置による体制整備を推進します。また、生活支援等に係るボランティア等の担い手を養成するため、介護に関する入門的研修を行います。	第1層協議体 3回/年 介護入門研修 2回/年
東神楽町	町による協議会の設置及び生活支援コーディネーターの配置（町社協委託）による体制整備を推進します。	—

④ 認知症総合支援事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。	15人/年
美瑛町	認知症初期集中支援チーム（医師・社会福祉士・主任CM 計3名）の設置による支援体制を確保します。	5人/年
東神楽町	認知症初期集中支援チーム（医師・看護師・主任CM 計3名）の設置による支援体制を確保します。	5人/年

⑤ 認知症地域支援・ケア向上事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	認知症地域支援推進員を配置し、認知症患者・家族に対する相談支援やオレンジカフェの開催、医療機関・介護保険サービス事業所等の支援機関との連携強化を図ります。	—
美瑛町	認知症地域支援推進員は地域包括支援センターに配置し相談支援及び支援体制の構築を推進します。また、オレンジカフェの開設支援及び、認知症ケアパスの作成周知を図ります。	—
東神楽町	認知症地域支援推進員は地域包括支援センターに配置し相談支援及び支援体制の構築を推進します。	—

⑥ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	チームオレンジコーディネーターを配置した、チームオレンジの立ち上げに取り組みます。	—
美瑛町	地域包括支援センター内にチームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの立ち上げを支援します。	—
東神楽町	チームオレンジコーディネーターを配置した、チームオレンジの立ち上げに取り組みます。	—

⑦ 地域ケア会議推進事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	—
美瑛町	地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議を開催し、地域課題や個別の事例の検討を通して、多職種連携、地域ネットワークの強化・推進を図ります。	12回/年
東神楽町	地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	80人

3. 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な取組ができる事業です。高齢者の自立支援に効果が期待できる事業を地域支援事業として継続して実施します。

① 家族介護支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	寝たきり者等介護用品購入助成事業	在宅生活する方で、寝たきりや認知症により常時オムツをしなければならない状態にある方を介護している方へのオムツ等の購入助成を行います。	40人/月

② その他の事業

ア 成年後見制度推進事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	成年後見制度推進事業	成年後見制度を活用する際、本人に代わって首長が家裁に申し立てを行うための経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	年1名

イ 福祉用具・住宅改修支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	福祉用具・住宅改修支援事業	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)と契約しておらず、介護保険で福祉用具購入や住宅改修のみのサービスを希望する要介護者又は要支援者に対し、ケアマネジャーが福祉用具及び住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成し広域連合へ申請した場合の手数料を所属の居宅支援事業所に支払います。	10件
東神楽町	住宅改修理由書作成等助成事業	ケアマネジャーが要支援認定者に対し、介護保険による住宅改修費の支給申請を行った場合の意見書の作成に関わる費用の助成を実施します。	6件/年

ウ 認知症サポーター等養成事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	認知症サポーター養成講座	認知症キャラバン・メイト協議会による認知症サポーター養成講座を開催します。	100名
東神楽町	認知症サポーター養成講座	生活支援・介護予防推進協議会等による認知症サポーター養成講座を開催します。	30名

エ 地域自立生活支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	食の自立支援事業	食事を作ることができない在宅高齢者に対し配食サービスを行うことで、低栄養を防止するとともに、高齢者の状況を定期的に把握します。	7,000食/年
美瑛町	配食サービス事業	昼食を1食500円にて配食サービスを実施します。	2,700食/年
東神楽町	配食サービス事業	夕食配達による見守り及び栄養改善サービスを実施します。	8,000食/年
	緊急通報装置貸与事業	病弱な独居高齢者等に対して、緊急通報装置を設置し、急病や事故などの非常時に、委託警備員が駆けつけて救助や通報などを行います。	30人/年

4. 地域支援事業費の見込み

令和3年度地域支援事業交付金計画書

単位:円

区 分	東 川 町	美 瑛 町	東 神 楽 町	広 域 連 合	上 限 額
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	25,431,000	45,638,000	45,389,000	116,458,000	111,750,000
(1) 訪問型サービス(第1号訪問事業)	1,884,000	7,032,000	6,189,000	15,105,000	
ア訪問介護相当サービス	1,884,000	7,032,000	5,064,000	13,980,000	
イ訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)				0	
ウ訪問型サービスB (住民主体による支援)			1,125,000	1,125,000	
エ訪問型サービスC (短期集中予防サービス)				0	
オ訪問型サービスD(移動支援)				0	
カその他				0	
(2) 通所型サービス(第1号通所事業)	4,584,000	19,577,000	22,931,000	47,092,000	
ア通所介護相当サービス	4,584,000	14,544,000	16,512,000	35,640,000	
イ通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		4,536,000	6,419,000	10,955,000	
ウ通所型サービスB (住民主体による支援)				0	
エ通所型サービスC (短期集中予防サービス)		497,000		497,000	
オその他				0	
(3) その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)	0	2,160,000	3,723,000	5,883,000	
ア栄養改善を目的とした配食			3,723,000	3,723,000	
イ定期的な安否確認及び緊急時の対応				0	
ウ訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等		2,160,000		2,160,000	
エその他				0	
(4) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	1,164,000	7,044,000	5,022,000	13,230,000	
(5) 審査支払手数料	36,000	108,000	96,000	240,000	
(6) 高額介護予防サービス費相当事業等	60,000	120,000	120,000	300,000	
(7) 一般介護予防事業	17,703,000	9,597,000	7,308,000	34,608,000	
ア介護予防把握事業		3,067,000	1,068,000	4,135,000	
イ介護予防普及啓発事業	17,703,000	600,000	2,969,000	21,272,000	
ウ地域介護予防活動支援事業		54,500,00	3,271,000	8,721,000	
エ一般介護予防事業評価事業				0	
オ地域リハビリテーション活動支援事業		480,000		480,000	
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業	16,703,000	31,497,000	22,605,000	70,805,000	59,590,000
(1) 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	13,500,000	23,808,000	20,953,000	58,261,000	
(2) 任意事業	3,203,000	7,689,000	1,652,000	12,544,000	
ア介護給付等費用適正化事業				0	
イ家族介護支援事業		2,880,000		22,880,000	
ウその他の事業	3,203,000	4,809,000	1,652,000	9,664,000	
(ア) 成年後見制度利用支援事業		336,000		336,000	
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業		20,000	273,000	293,000	
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業 所の家賃等助成事業				0	
(エ) 認知症サポーター等養成事業		412,000		412,000	
(オ) 重度のALS患者の入院における コミュニケーション支援事業				0	
(カ) 地域自立生活支援事業	3,203,000	4,041,000	1,379,000	8,623,000	
3 小 計 (1+2)	42,134,000	77,135,000	67,994,000	187,263,000	171,340,000
4 包括的支援事業(社会保障充実分)	4,293,000	3,438,000	6,212,000	13,943,000	126,291,000
(1) 在宅医療・介護連携推進事業				0	
(2) 生活支援体制整備事業	3,226,000	3,438,000	5,287,000	11,951,000	48,000,000
(3) 認知症初期集中支援推進事業	100,000		540,000	640,000	78,291,000
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	967,000		385,000	1,352,000	
(5) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推 進事業				0	
(6) 地域ケア会議推進事業				0	
5 合 計 (3+4)	46,427,000	80,573,000	74,206,000	201,206,000	297,631,000

※令和4年度、令和5年度も同額

第6章 介護（予防）保険サービスの充実

1. 介護サービスの利用見込み

各種介護サービスの利用見込みについては、平成30（2018）～令和2（2020）年度の利用状況を基に、施設の整備状況や要介護認定者の増加に対応したサービス見込量を推計し、設定しています。

（1）居宅サービス

① 訪問介護

単位：人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	3,288	3,336	3,372	3,492	3,792
東川町	630	639	646	669	726
美瑛町	1,366	1,386	1,401	1,451	1,576
東神楽町	1,292	1,311	1,325	1,372	1,490

② 訪問入浴介護

単位：回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	416	422	428	442	482
東川町	87	88	89	92	100
美瑛町	180	183	185	191	209
東神楽町	149	151	154	159	173

③ 訪問看護

単位：回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	12,167	12,731	12,988	13,888	16,262
東川町	5,401	5,652	5,766	6,166	7,219
美瑛町	4,333	4,533	4,624	4,944	5,790
東神楽町	2,433	2,546	2,598	2,778	3,253

④ 訪問リハビリテーション

単位:回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	5,617	5,702	5,957	6,156	7,482
東川町	2,267	2,302	2,404	2,484	3,019
美瑛町	1,668	1,692	1,769	1,828	2,222
東神楽町	1,682	1,708	1,784	1,844	2,241

⑤ 居宅療養管理指導

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	660	660	672	684	744
東川町	96	96	98	100	109
美瑛町	150	150	152	154	168
東神楽町	414	414	422	430	467

⑥ 通所介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,512	1,560	1,572	1,608	1,764
東川町	361	372	375	384	421
美瑛町	143	148	149	152	167
東神楽町	1,008	1,040	1,048	1,072	1,176

⑦ 通所リハビリテーション

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	2,160	2,184	2,208	2,280	2,484
東川町	865	875	884	913	995
美瑛町	852	861	871	899	979
東神楽町	443	448	453	468	510

⑧ 短期入所生活介護

単位:日/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	8,381	8,510	8,772	9,498	11,201
東川町	1,859	1,888	1,946	2,107	2,485
美瑛町	1,316	1,335	1,377	1,491	1,758
東神楽町	5,206	5,287	5,449	5,900	6,958

⑨ 短期入所療養介護

単位:日/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	2,243	2,274	2,384	2,472	2,902
東川町	264	268	281	291	342
美瑛町	1,897	1,923	2,016	2,090	2,454
東神楽町	82	83	87	91	106

⑩ 福祉用具貸与

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	5,472	5,532	5,592	5,808	6,300
東川町	1,330	1,344	1,359	1,411	1,531
美瑛町	2,701	2,731	2,760	2,867	3,108
東神楽町	1,441	1,457	1,473	1,530	1,659

⑪ 特定福祉用具販売

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	84	84	84	84	84
東川町	26	26	26	26	26
美瑛町	30	30	30	30	30
東神楽町	28	28	28	28	28

⑫ 住宅改修費

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	84	84	84	84	84
東川町	26	26	26	26	26
美瑛町	30	30	30	30	30
東神楽町	28	28	28	28	28

⑬ 特定施設入居者生活介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	696	708	720	756	804
東川町	380	386	393	412	439
美瑛町	126	129	131	138	146
東神楽町	190	193	196	206	219

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	24	24	24	24	24
東川町	0	0	0	0	0
美瑛町	24	24	24	24	24
東神楽町	0	0	0	0	0

② 地域密着型通所介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,500	1,524	1,548	1,596	1,740
東川町	448	455	462	476	519
美瑛町	969	985	1,000	1,031	1,124
東神楽町	83	84	86	89	97

③ 認知症対応型通所介護

単位:回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	11	12	13	13	13
東川町	5	6	7	6	6
美瑛町	6	6	6	7	7
東神楽町	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,020	1,044	1,056	1,080	1,188
東川町	0	0	0	0	0
美瑛町	1,020	1,044	1,056	1,080	1,188
東神楽町	0	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,272	1,296	1,320	1,356	1,464
東川町	563	573	584	600	648
美瑛町	244	249	254	261	281
東神楽町	465	474	482	495	535

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	708	720	732	756	804
東川町	0	0	0	0	0
美瑛町	464	472	480	496	527
東神楽町	244	248	252	260	277

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	167	170	172	177	193
東川町	48	49	49	51	55
美瑛町	73	75	76	78	85
東神楽町	46	46	47	48	53

② 介護老人保健施設

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	187	189	192	199	215
東川町	69	70	71	74	80
美瑛町	81	82	83	86	92
東神楽町	37	37	38	39	43

③ 介護医療院

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	6	6	6	7	7
東川町	2	2	2	2	2
美瑛町	2	2	2	3	3
東神楽町	2	2	2	2	2

④ 介護療養型医療施設

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	3	3	3		
東川町	1	1	1		
美瑛町	1	1	1		
東神楽町	1	1	1		

(4) 居宅介護支援

単位:人/年

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広 域 連 合	8,424	8,544	8,676	8,952	9,720
東 川 町	1,994	2,022	2,053	2,118	2,300
美 瑛 町	3,676	3,729	3,787	3,908	4,243
東 神 楽 町	2,754	2,793	2,836	2,926	3,177

2. 介護予防サービスの利用見込み

各種介護予防サービスの利用見込みについては、平成30（2018）～令和2（2020）年度の利用状況を基に、施設の整備状況や要介護認定者の増加に対応したサービス見込量を推計し、設定しています。

（1）介護予防サービス

① 介護予防訪問入浴介護

単位：回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	5	5	5	5	6
東川町	5	5	5	5	6
美瑛町	0	0	0	0	0
東神楽町	0	0	0	0	0

② 介護予防訪問看護

単位：回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,094	1,114	1,133	1,171	1,426
東川町	208	211	215	222	271
美瑛町	634	647	658	680	828
東神楽町	252	256	260	269	327

③ 介護予防訪問リハビリテーション

単位：回/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,999	2,038	2,064	2,131	2,513
東川町	1,484	1,513	1,532	1,582	1,865
美瑛町	280	286	290	299	353
東神楽町	235	239	242	250	295

④ 介護予防居宅療養管理指導

単位：人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	36	36	36	36	36
東川町	10	10	10	10	10
美瑛町	1	1	1	1	1
東神楽町	25	25	25	25	25

⑤ 介護予防通所リハビリテーション

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	1,188	1,212	1,224	1,272	1,380
東川町	302	308	311	323	351
美瑛町	722	736	744	773	838
東神楽町	164	168	169	176	191

⑥ 介護予防短期入所生活介護

単位:日/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	97	98	100	103	112
東川町	3	3	3	3	3
美瑛町	44	45	46	47	52
東神楽町	50	50	51	53	57

⑦ 介護予防短期入所療養介護

単位:日/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	60	61	62	64	70
東川町	20	20	21	22	24
美瑛町	33	34	34	35	38
東神楽町	7	7	7	7	8

⑧ 介護予防福祉用具貸与

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	2,280	2,316	2,340	2,424	2,628
東川町	423	429	434	450	487
美瑛町	1,312	1,334	1,347	1,395	1,513
東神楽町	545	553	559	579	628

⑨ 特定介護予防福祉用具販売

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	48	48	48	48	48
東川町	18	18	18	18	18
美瑛町	19	19	19	19	19
東神楽町	11	11	11	11	11

⑩ 介護予防住宅改修

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	60	60	60	60	60
東川町	11	11	11	11	11
美瑛町	31	31	31	31	31
東神楽町	18	18	18	18	18

⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	168	168	168	168	192
東川町	56	56	56	56	64
美瑛町	84	84	84	84	96
東神楽町	28	28	28	28	32

(2) 地域密着型介護予防サービス

① 介護予防小規模多機能型居宅介護

単位:人/年

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広域連合	312	312	312	336	360
東川町	0	0	0	0	0
美瑛町	312	312	312	336	360
東神楽町	0	0	0	0	0

(3) 介護予防支援

単位:人/年

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
広 域 連 合	3,108	3,156	3,192	3,312	3,588
東 川 町	681	691	699	725	786
美 瑛 町	1,747	1,775	1,795	1,863	2,017
東 神 楽 町	680	690	698	724	785

3. 介護保険サービス等における施設の見込み

(1) 地域密着型介護サービスの整備

① 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	3	3	3	3
	定員	62	62	63	63
東川町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
美瑛町	施設数	2	2	2	2
	定員	42	42	43	43
東神楽町	施設数	1	1	1	1
	定員	20	20	20	20

該当施設 美瑛町：サテライト特養 燈（18）、美瑛慈光園（25）

東神楽町：特別養護老人ホームアゼリアハイツ（20）

② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	7 (13ユニット)	7 (13ユニット)	7 (13ユニット)	7 (13ユニット)
	定員	117	117	117	117
東川町	施設数	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)	3 (6ユニット)
	定員	54	54	54	54
美瑛町	施設数	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)	2 (3ユニット)
	定員	27	27	27	27
東神楽町	施設数	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)	2 (4ユニット)
	定員	36	36	36	36

該当施設 東川町：GHほのぼのファミリー（2：18）、GHゆう（2：18）

GHくるみの郷（2：18）

美瑛町：多機能型GH虹（1：9）、GHびえいの郷（2：18）

東神楽町：GHひばり（2：18）、GHひじり野（2：18）

③ 地域密着型通所介護

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	4	5	5	5
東川町	施設数	1	1	1	1
美瑛町	施設数	3	3	3	3
東神楽町	施設数	0	1	1	1

該当施設 東川町：東川町デイサービスセンター
 美瑛町：デイサービスセンターあすか、美瑛慈光園デイサービスセンター
 美瑛慈光園デイサービスセンター輪
 東神楽町：新設

④ 小規模多機能型居宅介護

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	5	5	5	5
	定員	117	117	117	117
東川町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
美瑛町	施設数	5	5	5	5
	定員	117	117	117	117
東神楽町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0

該当施設 美瑛町：小規模多機能七彩（18）、虹（24）、燈（27）
 ひなた（24）、ほたる（24）

⑤ 居宅介護支援事業所

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	12	12	12	12
東川町	施設数	4	4	4	4
美瑛町	施設数	3	3	3	3
東神楽町	施設数	5	5	5	5

該当施設 東川町：居宅介護支援事業所ゆう、ひだまりの里居宅介護支援事業所
 東川町社協居宅介護支援事業所、ひがしかわ介護相談センター
 美瑛町：美瑛慈光園居宅介護支援事業所、美瑛町ケアプラン相談センター
 シルバーハウス居宅介護支援事業所、
 東神楽町：回生苑居宅介護支援事業所、東神楽町ケアプラン相談センター
 居宅介護支援事業所ひばり、宏生会居宅介護支援事業所
 東神楽町居宅介護支援事業所

(2) 施設サービスの整備

① 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	3	3	3	3
	定員	160	160	160	160
東川町	施設数	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50
美瑛町	施設数	1	1	1	1
	定員	60	60	60	60
東神楽町	施設数	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50

該当施設 東川町：特別養護老人ホーム東川町羽衣園（50）

美瑛町：美瑛慈光園（60）

東神楽町：特別養護老人ホームアゼリアハイツ（50）

② 老人保健施設

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	3	3	3	3
	定員	240	240	240	240
東川町	施設数	1	1	1	1
	定員	80	80	80	80
美瑛町	施設数	1	1	1	1
	定員	60	60	60	60
東神楽町	施設数	1	1	1	1
	定員	100	100	100	100

該当施設 東川町：老人保健施設 ひだまりの里（80）

美瑛町：老人保健施設 ほの香（60）

東神楽町：老人保健施設 回生苑（100）

※介護医療院、介護療養型医療施設 該当なし

(3) その他の施設の整備

① 有料老人ホーム（a-cの合計）

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	10	10	10	10
	定員	365	365	367	367
東川町	施設数	4	4	4	4
	定員	106	106	108	108
美瑛町	施設数	2	2	2	2
	定員	80	80	80	80
東神楽町	施設数	4	4	4	4
	定員	179	179	179	179

①-a 介護付有料老人ホーム

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	3	3	3	3
	定員	156	156	158	158
東川町	施設数	2	2	2	2
	定員	56	56	58	58
美瑛町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
東神楽町	施設数	1	1	1	1
	定員	100	100	100	100

該当施設 東川町：ゆう（22）、高齢者ふれあいハウスファミリー（36）
東神楽町：さわやか東神楽館（100）

①-b 住宅型有料老人ホーム

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	6	6	6	6
	定員	159	159	159	159
東川町	施設数	2	2	2	2
	定員	50	50	50	50
美瑛町	施設数	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30
東神楽町	施設数	3	3	3	3
	定員	79	79	79	79

該当施設 東川町：来夢館東川（20）、華（30）
美瑛町：びえいの郷（30）
東神楽町：ひがしかぐらふらわーはうす（18）
ひばりの森（31）、花時計（30）

①一c 軽費老人ホーム

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50
東川町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
美瑛町	施設数	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50
東神楽町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0

該当施設 美瑛町：ケアハウスびえい（50）

② サービス付き高齢者向け住宅

区分		令和2年度 (整備済み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域連合	施設数	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30
東川町	施設数	1	1	1	1
	定員	30	30	30	30
美瑛町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0
東神楽町	施設数	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0

該当施設 東川町：サービス付き高齢者住宅ゆう（30）

4. 介護保険費用の見込み

(1) 介護サービス給付費の推計

単位:円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	891,920,100	904,857,500	917,033,400	990,513,000	1,144,602,000
訪問介護	336,727,500	341,611,800	346,208,700	377,969,000	444,858,000
訪問入浴介護	6,124,300	6,213,000	6,296,700	6,537,000	7,141,000
訪問看護	50,145,100	50,872,500	51,557,000	56,330,000	65,956,000
訪問リハビリテーション	14,186,000	14,391,800	14,585,400	15,476,000	18,792,000
居宅療養管理指導	4,457,200	4,521,700	4,582,600	4,671,000	5,095,000
通所介護	91,606,500	92,935,200	94,185,800	101,601,000	121,413,000
通所リハビリテーション	127,310,300	129,156,900	130,894,900	142,483,000	167,644,000
短期入所生活介護	49,309,900	50,025,200	50,698,300	55,853,000	66,056,000
短期入所療養介護	22,222,300	22,544,700	22,848,100	24,356,000	28,667,000
福祉用具貸与	54,208,400	54,994,600	55,734,700	57,753,000	62,645,000
特定福祉用具販売	2,825,300	2,866,400	2,904,800	2,865,000	2,865,000
住宅改修費	5,231,600	5,307,500	5,378,900	5,306,000	5,306,000
特定施設入居者生活介護	127,565,700	129,416,200	131,157,500	139,313,000	148,164,000
地域密着型サービス	783,234,700	794,595,700	805,288,400	831,714,000	908,569,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,527,000	2,563,600	2,598,100	2,580,000	2,580,000
地域密着型通所介護	129,500	131,400	133,200	146,000	146,000
認知症対応型通所介護	84,210,600	85,432,100	86,581,800	85,914,000	102,364,000
小規模多機能型居宅介護	183,705,900	186,370,500	188,878,500	194,486,000	214,457,000
認知症対応型共同生活介護	323,940,600	328,639,500	333,061,900	346,079,000	373,700,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	188,721,100	191,458,600	194,034,900	202,509,000	215,322,000
施設サービス	1,012,222,600	1,026,904,800	1,040,723,400	1,091,346,000	1,180,606,000
介護老人福祉施設	445,363,500	451,823,600	457,903,600	474,526,000	516,649,000
介護老人保健施設	542,717,000	550,589,100	557,998,200	582,175,000	629,312,000
介護医療院	9,736,300	9,877,400	10,010,400	34,645,000	34,645,000
介護療養型医療施設	14,405,800	14,614,700	14,811,200		
居宅介護支援	117,694,400	119,401,500	121,008,300	125,838,000	136,646,000
合 計	2,805,071,800	2,845,759,500	2,884,053,500	3,039,411,000	3,370,423,000

(2) 介護予防サービス給付費の推計

単位:円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス	77,380,600	78,503,200	79,559,700	82,132,000	90,583,000
介護予防訪問入浴 介護	3,300	3,300	3,400	40,000	50,000
介護予防訪問看護	5,665,100	5,747,400	5,824,800	6,084,000	7,406,000
介護予防訪問 リハビリテーション	4,907,900	4,979,200	5,046,200	5,252,000	6,192,000
介護予防居宅療養 管理指導	247,400	251,000	254,400	253,000	253,000
介護予防通所 リハビリテーション	37,091,400	37,629,300	38,135,700	39,917,000	43,225,000
介護予防短期入所 生活介護	448,900	455,400	461,500	480,000	520,000
介護予防短期入所 療養介護	173,300	175,900	178,300	184,000	201,000
介護予防福祉用具 貸与	12,241,700	12,419,400	12,586,500	13,010,000	14,106,000
特定介護予防福祉 用具販売	978,900	993,100	1,006,400	993,000	993,000
介護予防住宅改修	4,653,900	4,721,300	4,784,900	4,720,000	4,720,000
介護予防特定施設 入居者生活介護	10,968,800	11,127,900	11,277,600	11,199,000	12,917,000
地域密着型 介護予防サービス	21,128,800	21,435,300	21,723,700	23,232,000	24,892,000
介護予防小規模 多機能型居宅介護	21,128,800	21,435,300	21,723,700	23,232,000	24,892,000
介護予防支援	13,651,500	13,849,600	14,035,900	14,634,000	15,854,000
合 計	112,160,900	113,788,100	115,319,300	119,998,000	131,329,000

(3) 給付額の推計

① 標準給付費の推計

単位:円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額(A)	3,116,966,300	3,153,521,300	3,196,769,300	3,362,504,700	3,721,029,400
総給付費	2,917,232,700	2,959,547,600	2,999,372,800	3,159,409,000	3,501,752,000
特定入所者介護サービス費等給付費	114,936,500	107,725,300	109,662,600	112,785,100	121,724,100
高額介護サービス費等給付額	70,445,900	71,688,900	72,978,600	75,056,600	81,003,800
高額医療合算介護サービス費等給付費	12,157,900	12,334,300	12,500,300	12,922,700	14,020,200
算定対象審査支払手数料	2,193,300	2,225,200	2,255,000	2,331,300	2,529,300
審査支払手数料支払件数	32,254 件	32,724 件	33,162 件	34,284 件	37,195 件

② 地域支援事業費の推計

単位:円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費(B)	201,206,000	201,206,000	201,206,000	199,273,800	192,429,200
介護予防・日常生活支援総合事業費	116,458,000	116,458,000	116,458,000	118,406,100	110,712,600
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	70,805,000	70,805,000	70,805,000	69,552,700	70,401,600
包括的支援事業(社会保障充実分)	13,943,000	13,943,000	13,943,000	11,315,000	11,315,000

③ 総給付費の推計

単位:円

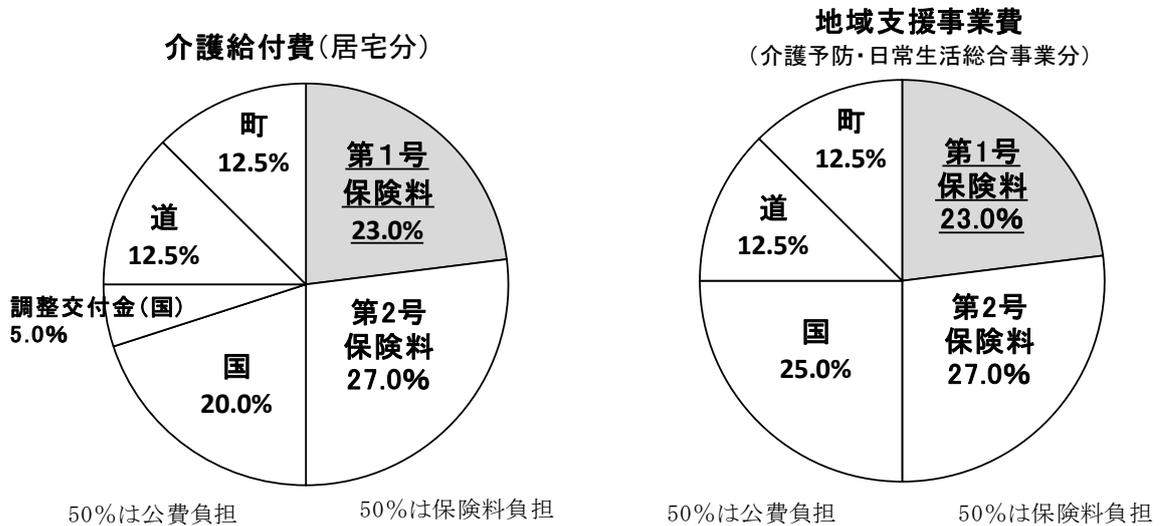
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費(A)	3,116,966,300	3,153,521,300	3,196,769,300	3,362,504,700	3,721,029,400
地域支援事業費(B)	201,206,000	201,206,000	201,206,000	199,273,800	192,429,200
総給付費合計	3,318,172,300	3,354,727,300	3,397,975,300	3,561,778,500	3,913,458,600

(4) 第1号被保険者の保険料の推計

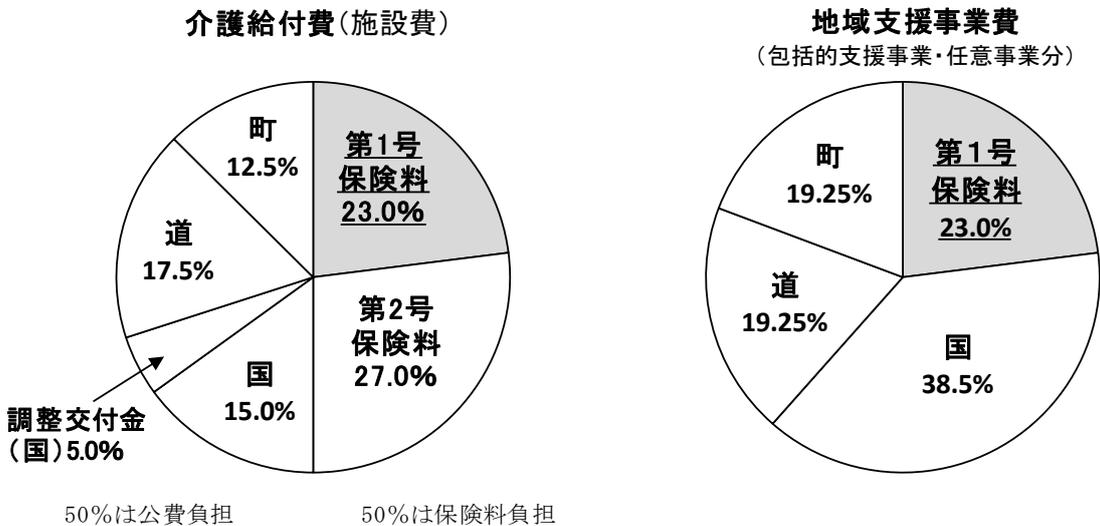
① 介護費用の財源

第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で、計画期間中における介護保険給付費等を見込んで算定します。介護保険給付費に係る費用負担については、第1号被保険者及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の方が納める保険料で50%、国・道・広域連合の公費で50%を負担します。

第5期	第6期	第7期～第8期
(負担割合)	(負担割合)	(負担割合)
第1号被保険者 21.0%	第1号被保険者 22.0%	第1号被保険者 23.0%
第2号被保険者 29.0%	第2号被保険者 28.0%	第2号被保険者 27.0%



介護保険費用の財源



※第2号被保険者の介護保険料は医療保険者が医療保険に上乗せ徴収し、支払基金を通じ広域連合に支払われます。

② 第1号被保険者保険料の段階設定

介護保険料は、市町村ごとに定める保険料基準額に本人及び世帯の課税状況などにより区分された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。

第8期では、介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護制度運営のためには、これまで以上にそれぞれの被保険者の方の負担能力に応じて、保険料を算定する必要があると考え、引き続き被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護保険給付費	3,116,966,300	3,153,521,300	3,196,769,300	9,467,256,900
東川町	887,044,400	897,447,500	909,755,200	2,714,438,400
美瑛町	855,193,000	865,222,200	877,088,300	2,616,969,900
東神楽町	1,374,728,900	1,390,851,600	1,409,925,800	4,206,798,600
地域支援事業費	201,206,000	201,206,000	201,206,000	603,618,000
東川町	46,427,000	46,427,000	46,427,000	139,281,000
美瑛町	80,573,000	80,573,000	80,573,000	241,719,000
東神楽町	74,206,000	74,206,000	74,206,000	222,618,000
介護保険事業費計	3,318,172,300	3,354,727,300	3,397,975,300	10,070,874,900

↓

介護保険料収納必要額 (介護保険事業費計 10,070,874,900 円×第1号被保険者負担率 23%)	2,316,301,200 円
--	-----------------

↓ (－)

調整交付金基準超過交付額 (②－①)	195,617,564 円
① 調整交付金見込額 (介護保険給付費 9,467,256,900 円×5%) (地域支援事業/介護予防・日常生活支援総合事業 116,458,000 円×5%)	479,185,700 円 (473,362,800 円) (5,822,900 円)
② 調整交付金相当額 (後期高齢者割合や所得の現況により実際に交付される額)	674,803,264 円

↓ (－)

介護保険事業準備基金取崩額	30,000,000 円
---------------	--------------

↓ (×)

予定介護保険料収納率	99.00%
------------	--------

↓ (÷)

(次ページへ)

	所得段階別加入者数						補正後被保険者数			
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		基準額に 対する割合 ④	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①		②		③			=①×④	=②×④	=③×④
第1段階	1,606人	17.3(%)	1,608人	17.3(%)	1,601人	17.3(%)	0.50	803人	804人	801人
第2段階	1,161人	12.5(%)	1,162人	12.5(%)	1,157人	12.5(%)	0.70	813人	813人	810人
第3段階	947人	10.2(%)	948人	10.2(%)	944人	10.2(%)	0.75	710人	711人	708人
第4段階	910人	9.8(%)	911人	9.8(%)	907人	9.8(%)	0.88	801人	802人	798人
第5段階	1,197人	12.8(%)	1,200人	12.8(%)	1,193人	12.8(%)	1.00	1,197人	1,200人	1,193人
第6段階	1,578人	17.0(%)	1,580人	17.0(%)	1,574人	17.0(%)	1.26	1,988人	1,991人	1,983人
第7段階	1,040人	11.2(%)	1,041人	11.2(%)	1,037人	11.2(%)	1.30	1,352人	1,353人	1,348人
第8段階	418人	4.5(%)	418人	4.5(%)	417人	4.5(%)	1.57	656人	656人	655人
第9段階	186人	2.0(%)	186人	2.0(%)	185人	2.0(%)	1.60	298人	298人	296人
第10段階	111人	1.2(%)	112人	1.2(%)	111人	1.2(%)	1.87	208人	209人	208人
第11段階	56人	0.6(%)	56人	0.6(%)	56人	0.6(%)	2.13	119人	119人	119人
第12段階	19人	0.2(%)	19人	0.2(%)	19人	0.2(%)	2.33	44人	44人	44人
第13段階	56人	0.6(%)	56人	0.6(%)	56人	0.6(%)	2.53	142人	142人	142人
計	9,285人	100.0(%)	9,297人	100.0(%)	9,257人	100.0(%)	-	9,131人	9,142人	9,105人



第8期 第1号被保険者基準保険料	年額 75,600円 月額 6,300円
参考 第7期 第1号被保険者基準保険料	年額 72,929円 月額 6,077円
参考 第9期 (令和6～8年度) 第1号被保険者基準保険料 (見込み)	年額 79,200円 月額 6,600円

(5) 第8期介護保険料に影響する主な要因

本計画において、介護保険料に影響を与える要因内訳を概算したものは次のとおりです。

区 分	影響額
第7期介護保険料基準額	月額 6,077円
介護保険サービスの費用増加	160円
地域支援事業等の費用増加	119円
その他の給付等における費用増加	36円
準備基金の投入	△ 92円
第8期介護保険料基準額	月額 6,300円

(6) 第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険料 (年額:円)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者又は本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 公費軽減後 (基準額×0.30)	37,800 公費軽減後 (22,700)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70 公費軽減後 (基準額×0.45)	52,900 公費軽減後 (34,000)
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 公費軽減後 (基準額×0.70)	56,700 公費軽減後 (52,900)
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	66,500
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 75,600×1.00	75,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方	基準額×1.26	95,300
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	98,300
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得210万円以上320万円未満の方	基準額×1.57	118,700
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得320万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	121,000
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満の方	基準額×1.87	141,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上800万円未満の方	基準額×2.13	161,000
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.33	176,100
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,000万円以上の方	基準額×2.53	191,300

※合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

また、土地・建物の売却等に係る特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

*端数処理 百円未満は、四捨五入して処理しています。

5. 低所得者支援

(1) 介護保険料の軽減対策

ア 消費税を財源とする軽減対策について

介護保険料第1段階から第3段階の方に対し、消費税を財源として、負担割合の軽減を行っています。これにより、基準となる第5段階を1.0とすると、第1段階では、0.5の負担割合が0.3、第2段階では0.7の負担割合が0.45、第3段階では、0.75の負担割合が0.7となります。

(2) 介護保険利用者負担の軽減対策

ア 居宅サービス利用者負担軽減制度について

居宅サービスの利用者負担については、次の要件を満たす被保険者（生活保護受給者を除く）を対象に、利用料とそのサービス費に伴う食費・滞在費の利用者負担を半分に軽減する助成を行っており、今後も引き続き軽減対策を実施します。

○対象者（ア～ウのいずれかの条件を満たす方）

(ア) 住民税非課税世帯であって、老齢福祉年金を受給している方。

(イ) 介護保険の高額サービス費の負担上限額について、15,000円の基準の適用を受けることにより、生活保護を必要としないと判定された方。

(ウ) 次の全ての条件を満たす方（別世帯に同一生計者がいる場合は世帯員を含む）。

- ・世帯全員の合計した年間収入の見込み額がその世帯の年間の生活保護基準額以下。
- ・世帯全員が活用できる資産（居住用資産は除く）を所有していない。
- ・世帯全員の合計した預貯金等の額がその世帯の年間の生活保護基準額の2倍以下。
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない（税法上の扶養親族となっている場合を含む）。
- ・介護保険料を滞納していない。
- ・生活保護を受給していない（生活保護停止中を含む）。

イ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人では、その公益的な役割等により、当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等のサービスに関する利用者負担について、次の要件を満たす被保険者を対象に、利用料と食費、居住費等について、法人の負担による軽減を実施しています（あらかじめ軽減を実施する旨を届け出た法人に限る）。今後も引き続き軽減対策が実施されるよう、関係機関との調整を行います。

○対象者

生活保護受給者及び次の全ての条件を満たす方（別世帯に同一生計者がいる場合は世帯員を含む）

(ア) 住民税非課税世帯。

(イ) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下。

- (ウ) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下。
- (エ) 世帯全員が居住用資産及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産を所有していない。
- (オ) 負担能力のある親族等に扶養されていない（税法上の扶養親族となっている場合を含む）。
- (カ) 介護保険料を滞納していない。

第7章 計画の推進

1. 住民に対する周知・啓発

介護保険制度への正しい理解や介護サービス事業者などについて広く情報提供するため、ホームページや各種パンフレットなどを活用しながら構成各町民への周知・啓発を進めます。

さらに、介護保険業務を広域連合で行うことにより、本来は利用できない他町の地域密着型サービスを構成各町内で利用できること等から、単独町で介護保険業務を行うことと比べ、利用者の利便性は高まります。

こうした、広域連合で介護保険業務を行うことの優位性も併せて周知します。

また、利用者や利用者の家族などからの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、構成各町と広域連合の連携を密にし、情報の共有を図ります。

2. 介護サービスの質の向上

(1) 地域包括支援センター職員の資質の向上

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、その知識や技能を互いに活かしながら、地域で高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要となります。

今後は、地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO 法人やボランティア団体）を活かした生活支援、地域ケア会議の効果的な実施等、地域包括支援センターの役割はさらに大きくなります。

地域包括支援センター職員向けの研修を通して職員の資質向上を図るとともに、構成各町が設置する地域包括支援センターの連携強化により、お互いの課題や知見等を共有し得る場を積極的に創出し、地域支援事業等の円滑化を図ります。

(2) サービス提供事業者の充実・質の向上

サービス提供事業者やケアマネジャーによる適切な介護保険サービスを確保するため、これまで以上に迅速な情報提供を図るとともに、不足するサービスを洗い出し公募等によりサービスの充足を図ります。

また、事業者から幅広く情報収集し、かつ事業者同士が意見交換できる場を創出し、事業運営や、利用者の満足度向上や介護度の改善等に資する手法の共有化により、円滑かつ効果的なサービス提供等を図ります。

3. 災害・感染症対策に係る体制整備

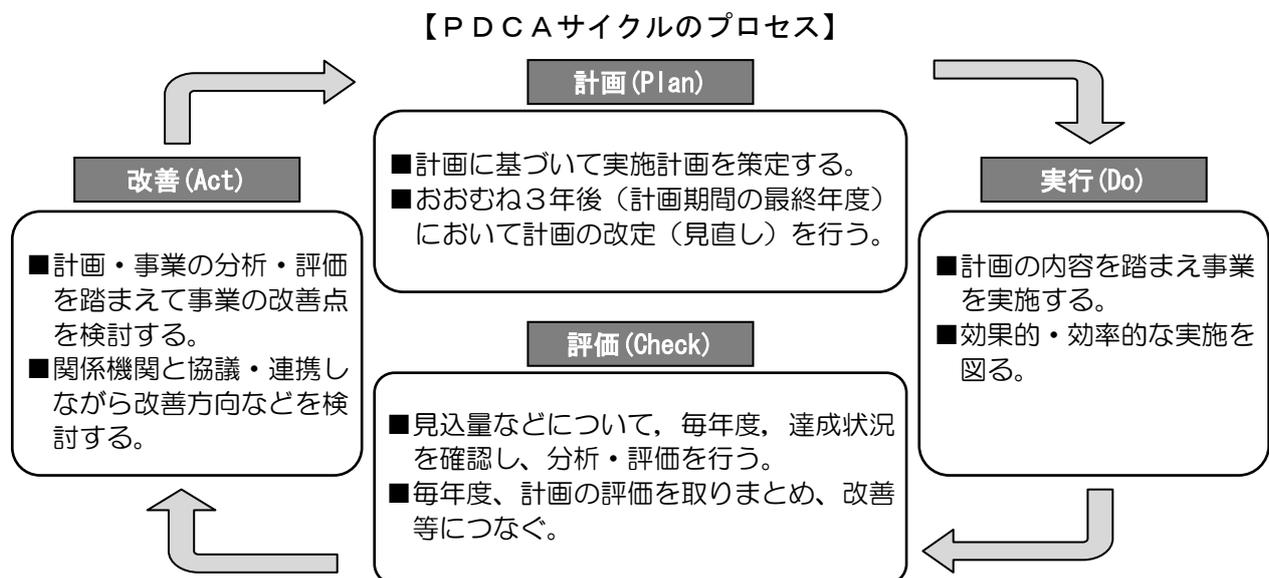
在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があり、また、近年の災害においては、高齢者等の災害時要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、災害時要配慮者の避難生活中的福祉ニーズへの対応が必要になることから、災害時における支援体制の整備を推進します。

また、治療法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などへの対応も含めて、介護事業所等における災害や感染症対策についての周知啓発や研修等を推進するとともに、構成各町と連携して災害や感染症の発生時に必要な物資について備蓄・調達等を進めます。

4. 計画の進行管理

本計画では、計画書に記載されたサービス見込み量や給付費の推移及び計画書記載の目指すべき方向についての具体的な課題等の検証及び洗い出しが必要です。

そのために、計画の進行管理を適切に行います。



5. 第7期における介護給付等の適正化の達成状況

(1) 適正化への目標の達成状況

事業	平成30～令和2年度の各年度	
	実施方法	実施目標と実績
要介護認定の適正化	○広域連合職員による認定調査結果の点検の実施	【目標】 全件実施 【実績】 平成30年度 1,644件 令和元年度 1,630件 令和2年度 1,500件 (見込み)
ケアプランの点検	○事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランに対する点検の実施	○事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランについて 【目標】 点検の実施 【実績】 地域ケア会議等で事例検討
住宅改修等の点検	○住宅改修、福祉用具で費用が高額なケース等における訪問調査	○支給限度基準額を超えるものについて 【目標】 全件実施 【実績】 写真等で確認
縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検 国保連委託により実施 ○医療情報との突合 国保連委託により実施	【目標】 全件実施 【実績】 介護報酬請求明細書(レセプト)点検実施
介護給付費通知	○給付費通知 介護保険サービス利用者に対して通知 ○説明文書等の同封	【目標】 年1回実施 【実績】 年1回11月に対象者へ通知

(2) 数値目標や取組の達成状況

計画における数値目標や取組の進捗状況について最低年1回以上点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

指標名	指標の説明		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護認定を受けていない高齢者の割合	(65歳以上人口-要支援1~要介護5の人数)/65歳以上人口	目標値	79.0%	78.8%	78.5%
		実績値	79.6%	79.4%	79.6%
認知症の発症人数	認知症の増加率(年度末・対前年度比、認知症自立度ランクⅡ以上)	目標値	12.7%以下	12.7%以下	12.7%以下
		実績値	12.6%	12.7%	12.7%
1人当たりの給付費	総給付費/65歳以上人口	目標値	326,937円	332,468円	338,586円
		実績値	327,808円	331,871円	303,340円

6. 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

(1) 介護給付等の適正化の基本方針

広域連合は、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

(2) 適正化の内容・方針

① 要介護等認定の適正化

■取組の概要-----

- ・要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検します。

■今後の方針-----

- ・適切に認定調査が行われるよう認定審査会委員や訪問調査に従事する調査員に対する研修会等を通し、必要な知識の習得と質的向上を図るとともに、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

② ケアプラン抽出点検

■取組の概要-----

- ・介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、訪問又は書面等で点検及び支援を行います。

■今後の方針-----

- ・居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプラン（介護又は介護予防計画）を抽出し、利用者に適したケアプランとなっているかの検討を行い、結果についてケアマネジャーへの助言を行います。

③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具販売・貸与調査）

■取組の概要-----

- ・改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検します。
- ・福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

■今後の方針-----

- ・必要に応じて、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進するほか、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

■取組の概要-----

- ・利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- ・利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

■今後の方針-----

- ・北海道国民健康保険団体連合会から提供される介護報酬請求明細書（レセプト）に関するリストを基に、介護報酬請求明細書と診療報酬請求明細書の突合点検等で、不適切な請求の有無について点検を行います。

⑤ 介護給付費通知

■取組の概要-----

- ・本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

■今後の方針-----

- ・介護サービスの利用者に対して、事業者からの介護報酬の給付状況について通知することにより、利用しているサービスを改めて確認し、適切なサービスの利用に係る普及啓発に努めます。

(3) 適正化への目標設定

事業	令和3～令和5年度の各年度	
	実施方法	実施目標
要介護認定の適正化	○広域連合職員による認定調査結果の点検の実施	○認定調査の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	○介護支援専門員が作成したケアプラン等の記載内容について、検討及び助言の実施	○ケアプランを検討することにより、受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。
住宅改修等の点検	○事前申請時に書類審査を行い、施工前・施行後においては、点検・確認を行う	○事前申請時に書類審査を行い、施工前・施行後においては、点検・確認を行う
縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検 介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を実施 ○医療情報との突合 後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検を実施	○点検を行うことにより、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な措置を行います。 ○医療と介護の重複請求の排除を図ります
介護給付費通知	○給付費通知 介護保険サービス利用者に対して通知 ○説明文書等の同封	○適切なサービス利用を普及啓発するとともに、受けているサービスを改めて確認し、適切な請求に向けた抑制効果を図る ○年1回通知

(4) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価

計画における数値目標や取組の進捗状況について最低年1回以上点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

指標名	指標の説明	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護認定を受けていない高齢者の割合	(65歳以上人口-要支援1~要介護5の人数)/65歳以上人口	79.6%	78.0%	78.0%	78.0%
認知症の発症人数	認知症の増加率(年度末・対前年度比、認知症自立度ランクⅡ以上)	12.7%	12.7%以下	12.7%以下	12.7%以下
1人当たりの給付費	総給付費/65歳以上人口	303,340円	366,332円	371,042円	377,196円

資料編

1. 大雪地区広域連合 介護保険運営協議会委員名簿

所属町	介護区分	氏名	備考
東川町	被保険者	谷 千代 栄	会長
	学識	守 屋 弘 美	
	学識	平 川 雪 代	
	被保険者	馬 場 伸 二	
	医療	佐 々 木 千 悦 子	
	医療	松 山 岳 人	
美瑛町	学識	村 上 順 子	
	学識	安 倍 信 一	
	被保険者	小 野 寺 雅 芳	
	被保険者	三 田 裕 子	
	医療	山 崎 清 智	
	医療	小 林 利 夫	
東神楽町	学識	筒 井 聡 一	
	学識	岩 田 サ ヅ 子	
	被保険者	中 田 裕 久	
	被保険者	村 椿 智 子	
	医療	谷 口 雄 一	
	医療	小 池 台 介	

(順不同、敬称略)